

平成29年度

包括外部監査の結果報告書

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について

平成30年1月

豊田市包括外部監査人

公認会計士 西原浩文

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部署	2
5	外部監査の対象期間	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
8	包括外部監査人及び補助者	3
9	利害関係	3
第2	監査対象の概要	4
1	高齢化の現状	4
2	将来推計	5
3	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	6
4	介護保険制度の概要	10
5	対象とした事業等一覧	13
第3	監査の結果要約	16
1	要約	16
2	指摘又は意見一覧	17
第4	監査の結果	21
1	福祉部 地域包括ケア企画課	21
2	福祉部 総務監査課	23
3	福祉部 福祉総合相談課	30
4	福祉部 障がい福祉課	51
5	福祉部 高齢福祉課	58
6	福祉部 介護保険課	103
7	福祉部 福祉医療課	117
8	地域振興部 交通安全防犯課	118
9	生涯活躍部 市民活躍支援課	121
10	環境部 清掃業務課	130
11	保健部 総務課	140
12	保健部 地域保健課	144
13	産業部 商業観光課	147
14	都市整備部 交通政策課	150
15	都市整備部 定住促進課	151

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

我が国の65歳以上の高齢者人口は、平成28年12月1日現在、3,467万1千人で、総人口に占める割合（高齢化率）は27.3%であり、4人に1人以上は65歳以上の高齢者となっている。今後の高齢化の進展は、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37年が一つの節目と言われている。

高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少が続く中で、支援や介護を必要とする高齢者をどのように支えていくかが課題となる。また、高齢者世帯に占める単身又は夫婦のみ世帯の割合の上昇並びに認知症の人の増加が進む中で、支援や介護に対するニーズは一層拡大し、多様化していくものと考えられる。

豊田市では、平成29年5月1日現在、65歳以上の高齢者人口が96,845人、高齢化率は22.8%となっており、全国と比べて高齢化率は高くないものの、同じように上昇していくことが予想される。また、「第6期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）（以下「第6期計画」という。）」では、豊田市の介護保険サービスの提供に必要な介護給付費は、高齢者やサービス量の増加に伴い、平成27年で約190億円、平成37年には約350億円に達することを見込んでいる。この介護給付費に応じて、第6期における介護保険料基準月額を4,800円を、平成37年では7,200円まで上昇すると見込んでいる。

また、「第8次豊田市総合計画」では、（1）超高齢社会への適応、（2）産業の強靱化、（3）暮らしてよし・訪れてよしの魅力創出という3つの重点施策を掲げている。

このように、豊田市の人口構成及び財政状況に照らして、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の分野は非常に重要な分野の一つであり、これらの財務事務が、関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを監査することは、市民にとって有意義なものであると考え、テーマを選定した。

4 外部監査の対象部署

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行を担当する部署

- ・福祉部（地域包括ケア企画課、総務監査課、福祉総合相談課、障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課及び福祉医療課）
- ・地域振興部（地域支援課及び交通安全防犯課）
- ・生涯活躍部（市民活躍支援課）
- ・環境部（清掃業務課）
- ・保健部（総務課及び地域保健課）
- ・産業部（商業観光課）
- ・都市整備部（交通政策課及び定住促進課）

5 外部監査の対象期間

平成28年度（自：平成28年4月1日 至：平成29年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成27年度以前に遡り、また、一部平成29年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：平成29年6月29日 至：平成30年1月30日

7 外部監査の方法

（1）監査要点

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について、ア. 合規性、イ. 経済性、効率性及び有効性の視点に着目する。

ア 合規性

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行う。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

イ 経済性、効率性及び有効性

経済的、効果的かつ効率的に、事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

(2) 主な監査手続

ア 高齢者保健福祉事業等に関する管理状況等について、関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリングを実施する。

イ 高齢者保健福祉事業等に関する条例・規則・規程・調達における稟議・契約書・検収書類等の資料・文書・証憑書類の検討を実施する。

ウ 高齢者保健福祉事業等に関する施設の視察を実施する。

なお、サンプルチェックに関しては、事業ごとに、該当する資料全体を確認した上で、その中から無作為にサンプリング抽出を実施した。

8 包括外部監査人及び補助者

西原 浩文	(公認会計士)
香田 浩一	(公認会計士)
鈴木 徹也	(公認会計士)
中村 貢	(公認会計士)
小川 由美子	(公認会計士)
岩田 香織	(公認会計士)
諸永 沙織	(公認会計士)
鬼頭 道子	(公認会計士)
西川 幸子	(公認情報システム監査人)

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は次のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

第2 監査対象の概要

1 高齢化の現状

(1) 豊田市における高齢化の状況

市の総人口、高齢者人口及び高齢化率は図表2-1-1のとおりであり、平成29年で、高齢者数92千人、高齢化率21.7%となっている。

図表2-1-1 総人口、高齢者人口及び高齢化率 (単位：人、%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	422,679	422,181	422,521	424,716	423,916
高齢者人口	80,276	84,735	88,205	91,011	92,161
高齢化率	19.0	20.1	20.9	21.4	21.7

(注) 10月1日時点での数字である。

(出所：豊田市ホームページ)

年齢別の高齢者数をみると、平成29年で前期高齢者(65～74歳)53千人、後期高齢者(75歳以上)38千人となっている。後期高齢者率(総人口に占める後期高齢者の割合)は図表2-1-2のとおり、年々増加しており、平成29年には9.2%となっている。

図表2-1-2 後期高齢者率 (単位：人、%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
前期高齢者	47,745	50,966	52,536	53,141	53,171
後期高齢者	32,534	33,769	35,669	37,870	38,990
後期高齢者率	7.7	8.0	8.4	8.9	9.2

(注) 10月1日時点での数字である。

(出所：保健福祉レポート及び豊田市ホームページから監査人が加工)

(2) 被保険者数及び要介護認定者数の推移

市の認定者数は、図表2-1-3のとおり、平成28年度末で13千人である。認定者数は増加傾向にある一方、認定率(第1号被保険者に対する認定者数の割合)は、図表2-1-4のとおり、平成28年度末で14.4%となっている。認定率はここ数年14%台である。

平成28年度の要介護別の認定者数をみると、要介護1が最も多く、次いで、要支援1、要介護2の順となっている。

図表 2-1-3 要介護認定者数の推移 (単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
要支援 1	1,686	1,893	2,122	2,285	2,256
要支援 2	1,426	1,505	1,603	1,834	1,883
要介護 1	2,497	2,695	2,901	2,913	2,783
要介護 2	1,844	1,907	1,948	2,041	2,087
要介護 3	1,338	1,341	1,352	1,438	1,478
要介護 4	1,310	1,375	1,457	1,493	1,570
要介護 5	1,307	1,258	1,291	1,263	1,255
計	11,408	11,974	12,674	13,267	13,312

(注) 年度末時点での数字である。

(出所：保健福祉レポート 2017)

図表 2-1-4 認定率の推移 (単位：%)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認定率	14.6	14.5	14.6	14.8	14.4

(注) 年度末時点での数字である。

(出所：保健福祉レポート 2017)

2 将来推計

(1) 人口及び高齢者の将来推計

市では、図表 2-2-1 のとおり、平成 25 年 10 月 1 日の住民基本台帳人口を基準人口として平成 27 年～平成 37 年の人口及び高齢者の将来推計を行っている。

図表 2-2-1 人口及び高齢者の将来推計 (単位：人、%)

区分	平成 26 年 (実績)	平成 28 年	平成 30 年	平成 32 年	平成 37 年
高齢者	84,735	90,863	94,984	97,951	103,003
総人口	422,181	422,778	422,156	421,195	416,894
高齢化率	20.1	21.5	22.5	23.3	24.7
後期高齢者	33,769	37,801	41,977	45,776	59,014

(出所：第 6 期計画)

高齢者は、平成 26 年と比較して、平成 32 年には約 13 千人増加し、平成 37 年には約 18 千人増加する。後期高齢者も、平成 32 年には約 12 千人増加し、平成 37 年には約 25 千人増加する。高齢化率は、平成 32 年には 23.3%、平成 37

年には24.7%となる見込みである。

(2) 認定者数の将来推計

平成37年度までの要支援及び要介護の認定率及び認定者数の将来推計は、図表2-2-2のとおりである。

図表2-2-2 要支援及び要介護の認定率及び認定者数の将来推計

(単位：人、%)

区分	平成26年 (実績)	平成28年	平成30年	平成32年	平成37年
高齢者	84,735	90,863	94,984	97,951	103,003
認定率	14.6	15.2	16.0	16.7	19.3
認定者数	12,332	13,770	15,172	16,404	19,906

(出所：第6期計画)

認定者数は、平成26年に対して、平成32年には約4千人増加し、平成37年には約7千人増加する。認定率は徐々に増加し、平成32年には16.7%、平成37年には19.3%となる見込みである。

(3) 介護給付費及び保険料の推移予測

市の介護保険サービスの提供に必要な介護給付費は、平成21年では135.5億円であったが、高齢者数及び認定者数の増加により、平成37年には346.2億円に達すると見込まれている。これに伴い、平成21年には3,838円であった介護保険料基準月額、平成37年には7,200円まで上昇すると予測されている。

図表2-2-3 介護給付費及び保険料の推移

区分	平成21年	平成24年	平成27年	平成32年	平成37年
介護保険料 基準月額 (円)	3,838	4,280	4,800	5,800	7,200
介護給付費 (億円)	135.5	161.7	190.8	264.4	346.2

(出所：第6期計画)

3 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

(1) 基本理念及び基本方針

市は、平成37年までの中長期的取組が重要な意味を持つとの認識に基づき、中長

期的な視点を持った第6期計画を策定している。

計画の対象	40歳以上の豊田市民で、主な対象は65歳以上の高齢者
計画の期間	平成27年度から平成29年度まで

計画においては、基本理念及び2つの基本方針の下、4つの基本目標を掲げている。また、4つの事業について重点取組事業としている。

基本理念

いつまでも明るく生きる助け合いのまち 住民がともに支え合い、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安全・安心に、生きがいのある生活を送ることを基本理念とする。
--

この基本理念の下、次の2項目を基本方針として施策を展開している。

なお、各種施策の展開に当たっては、「加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める」（介護保険法第4条第1項）という住民自身の努力（自助）がまず不可欠となる。

基本方針1

必要なサービスの確保と介護予防の推進により、住み慣れた地域での生活を応援する。

介護保険法第2条第3項に基づき、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。こうした環境を整備するため、居宅サービスから施設・居住系サービスに至るまで、必要とされる介護保険サービスを十分に確保するとともに、サービスの質の向上や人材の確保・育成・活用に努める。

また、誰もができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指し、高齢者の自立した生活を支える。そのためには、必要な介護保険サービスを確保した上で、介護保険制度の持続可能性を高めるために各事業の重点化及び効率化を進め、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む。

基本方針2

多様な担い手の連携による地域の支え合いを応援する。

高齢者が地域において安心して生活を送るためには、公的なサービスだけでなく、ボランティアや元気高齢者を始めとした多様な担い手の連携による地域の支え合いが重要となる。「地域包括ケアシステム」の考え方に基づいて、必要なサービスにつなげていくために、地域包括支援センターを中心として地域住民、自治区、民生委員、老人クラブ、医療機関、行政等が互いに連携を強化し、高齢者支援のネットワークを構築する。その中で課題となってくる各種情報の共有については、個人情報保護の観点を重視しつつ、連携に必要な情報共有が図られるよう努める。

(2) 基本目標

基本方針に基づき、第6期計画では、4つの基本目標を定めている。

基本目標1 地域における生活支援の推進

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、買い物、調理、掃除、洗濯などの生活援助や、外出が難しくなった高齢者への移動支援を行う。また、在宅介護において重要な役割を果たす家族介護者への支援を行うとともに、生活の基盤となる住まいがニーズに応じて確保されるよう、整備を支援していく。

基本目標2 介護予防・生きがいつくりの推進

認定者数の増加を抑制するため、自主的に健康づくりに取り組める場を身近な地域につくるとともに、生活機能の低下などが心配される人を介護予防教室につなげていく。また、生きがいを持って生活することは介護予防にもつながるため、趣味や仲間づくり、地域貢献、就労など、高齢者の活躍機会の充実に努めていく。

基本目標3 介護サービスの提供体制の確保と人材の確保・育成・活用

介護保険制度を適正に運用するため、介護保険サービスの利用に関する情報提供、要介護認定や保険給付の適正化、制度を支える介護人材の確保や育成などを推進していく。また、高齢者の状態に合わせて、医学的な疾病管理と生活を支える介護を一体的に提供できるよう、在宅医療と介護の連携にも取り組んでいく。

基本目標4 総合的な地域支援体制の強化

住み慣れた地域での高齢者の生活を支えるためには、行政、介護事業者及び医療機関だけではなく、民生委員や自治区、ボランティア、元気高齢者、商店なども重要な役割を果たしている。これらの多様な機関及び団体による連携を強化し、高齢者を地域で支えるための体制づくりを進めていく。

(3) 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」の5つの要素で構成されている。生活の基盤として「住まい」があり、必要に応じて家事援助や見守り、安否確認、外出支援といった「生活支援」が行われる。あわせて、「医療」と「介護」を必要とする高齢者に対しては、医療機関や介護サービス事業所などの関係機関が連携し、医療と介護を一体的に提供する。要支援・要介護状態になることを予防する「介護予防」は、専門職がサポートしながら、地域における住民の自主的な活動を中心に展開される。

住み慣れた地域での生活を継続するため、これら5つの要素を「組み合わせる」「切れ目なく」提供する体制を構築することが、地域包括ケアシステムが目指す地域の姿である。

(4) 4つの重点取組

第6期計画では、全ての高齢者が安心して暮らせる社会を目指し、4つの重点取組が定められている。

重点取組1 介護予防・生活支援サービスの充実

住み慣れた地域での生活を継続するためには、要介護状態にならないよう、介護予防活動に取り組むことが重要である。また、単身・夫婦のみ世帯が増加し、家事援助や外出支援といった生活支援ニーズが拡大する一方で、それを提供する人材不足が懸念されている。そこで、平成29年度までに「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始する。この事業は、地域の多様な担い手を活用して介護予防や生活支援の充実を図るものである。

具体的な取組として、市内を5ブロックに分け、それぞれに協議体及び生活支援コーディネーターを設置し、事業展開する。協議体では、地域課題（買い物に困っている高齢者がいる、高齢者が日常的に通える交流の場がないなど）の検討や、不足する支援・サービスの把握を行う。生活支援コーディネーターは、協議体と連携し、必要に応じて地域の住民やボランティア、民間事業者などに働きかけ、地域課題等に対する新たな担い手（サービス）の開発を進める。このような高齢者を支える新しい仕組みを構築し、より多くのニーズに対応していくこととしている。

重点取組2 医療と福祉の連携強化

少子高齢化が進展する市においても、今後増加する在宅療養へのニーズに応えるためには、医療及び福祉資源の現状や特性、地域特性、将来の変化を踏まえ、在宅医療及び福祉体制の整備を進め、市民が住み慣れた家庭や地域で療養しながら、自分らしい暮らしを続けることができるようにする必要がある。

そこで、在宅医療と福祉に関わる関係者による豊田市在宅医療・介護連携推進事業検討委員会を設置し、想定される課題、将来の目指す姿を共有し、各々の役割を認識しながら必要となる取組を検討、実施していく。

重点取組3 認知症に対する早期対応の推進

市の認定者数の約55%は、周囲の何らかの見守りや支援が必要な認知症高齢者となっており、認知症への対応は、介護の主要課題の一つとなっている。認知症施策は、症状が重くなってからの対応ではなく、早期対応を強化する必要がある。

そこで、認知症と疑われる症状が発生した場合に、症状の進行に応じた医療や介護サービスの流れを本人・家族が理解できるよう、認知症ケアパスを作成する。また、早期の段階で、専門医等が関わり自立支援のサポートを行う認知症初期集中支援チームや、関係機関の連携支援や本人・家族の相談業務を行う認知症地域支援推進員を設置するなど、早期対応の体制を構築していく。

重点取組4 介護人材の確保

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、市の認定者数は約6割増となるのに対し、介護の主な担い手となる生産年齢人口は約5%減少する。こうした状況の中、介護サービス事業所を運営する上で、職員の確保がより一層重要な課題の一つとなっている。

そこで、介護業界への就職希望者の増加及び定着率の向上を図るため、①介護業界のイメージアップ、②採用、③人材育成、④職場改善の4つの柱で取組を進めていく。

具体的には、学内説明会等への参加による学生への業界周知や介護職就職フェアの開催、若手介護職員プロジェクトなどの各種取組を実施する。既存人材の定着と、新規人材の確保の両面での取組を進めることで、身体介護や機能訓練などを担う専門職の介護人材の確保につなげていく。

4 介護保険制度の概要

(1) 介護保険制度の概要

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズは増加する一方で、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況変化が生じ、従来の老人福祉・老人医療制度による対応には限界が生じてきた。

「介護保険制度」は、こうした状況を背景に、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年4月に介護保険法が施行され、スタートした。

(2) 介護保険の仕組み

介護保険制度は、40歳以上の人が入会者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる制度である。

介護保険の入会者（被保険者）は、年齢により第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳～64歳で医療保険に加入している人）に区分される。第1号被保険者は、原因を問わず介護や支援が必要であると認定された人が、第2号被保険者は、加齢による病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要であると認定された人が、それぞれの要介護状態に応じたサービスを利用することができる。

(3) 介護保険で受けられるサービス

介護保険で受けられるサービスは大別して、自宅に訪問を受けたり、施設に通ったりして受ける「居宅サービス」、施設に入所又は入院して受ける「施設サービス」及び基本的に豊田市民のみが利用できる「地域密着型サービス」などに分けられる。

居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(4) サービスを受けるときの負担

介護保険のサービスには、サービスごとに利用料金が決められており、費用の一定割合を負担する必要がある。これまでは、サービスを利用したときの負担は、原則介護サービス費用の1割だったが、平成27年度介護保険制度改正に伴い、一定以上所得者（65歳以上の1号被保険者のみ）に関して2割負担に変更となった。これは、主に介護保険費用が増加傾向にある中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするためである。

(5) 介護サービスを利用するには

介護が必要と感じて介護サービスを利用しようとするときには、所定の手続きが必要となる。サービスを利用するまでの流れは次のとおりである。

ア 相談

地域包括支援センター又は介護保険課に、利用したいサービスについて相談する。

要介護認定の申請

介護サービスの利用を希望する場合は、介護保険課の窓口に要介護認定の申請手続を行う。なお、認定の申請は、市内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設に代行してもらうこともできる。

イ 認定調査

(ア) 訪問調査

介護認定調査員が訪問し、心身、介護の状況などについて、聞き取り調査を行う。

(イ) 主治医意見書

本人の心身の状態について主治医の意見を求める。意見書は市が依頼する。

ウ 審査及び判定

(ア) コンピューター判定（一次判定）

全国一律の基準による判定

(イ) 介護認定審査会（二次判定）

一次判定の結果、訪問調査票及び主治医意見書を基に、保健、医療及び福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」が審査し、要介護状態区分の判定が行われる。

エ 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市から認定結果が通知される。

オ ケアプランの作成

どのようなサービスをどのくらい利用するかという計画（ケアプラン）を作成する。

(6) ケアプラン

ア 作成の依頼

要介護1～5の方の場合、依頼する居宅介護支援事業者を選び、決定後に市に「居宅介護サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出する。その後、居宅介護

支援事業所のケアマネージャーと面接して問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行い、ケアプランを作成してもらう。

要支援1～2の方の場合、住所地にある地域包括支援センターに依頼し、ケアプランの作成をしてもらう。なお、作成の手順については、上述の要介護1～5の方の場合と同様である。

イ サービス事業者と契約

介護保険サービスを提供する事業者と契約する。

ウ サービスの利用

ケアプランに基づいた介護保険の在宅サービスの提供を受ける。

5 対象とした事業等一覧

本報告書で対象とした事業等は、図表2-5-1のとおりである。

図表2-5-1 対象とした事業等一覧

所管課	番号	対象とした事業等一覧
地域包括ケア企画課	1	在宅医療支援体制の整備
	2	在宅医療及び介護連携の推進
総務監査課	1	高齢者生活支援ハウス
	2	老人福祉センターぬくもりの里
	3	その他
福祉総合相談課	1	生活管理指導短期宿泊事業及び緊急短期入所事業
	2	ひとり暮らし高齢者等登録制度
	3	ひまわり懇談会等事業
	4	避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化
	5	高齢者を悪質な訪問販売等から守る運動
	6	情報共有体制の強化
	7	成年後見制度利用支援事業
	8	高齢者の虐待防止及び虐待への適切な対応
障がい福祉課	1	外出支援サービス 福祉車両運行事業（移送サービス）
	2	外出支援サービス NPO法人等による福祉有償運送
高齢福祉課	1	日常生活用具給付事業
	2	軽度生活援助事業
	3	「食」の自立支援事業（配食サービス）

所管課	番号	対象とした事業等一覧	
	4	日常生活衛生管理支援事業 訪問理美容サービス	
	5	認知症介護家族会	
	6	家族介護教室及び家族交流事業	
	7	メンタルヘルス相談窓口設置事業 (あんしんひまわりコール)	
	8	外出支援サービス 自動車学校のスクールバスなどを利用した高齢者等交通対策事業	
	9	ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業	
	10	シルバーカー購入費助成事業	
	11	軽費老人ホーム (ケアハウス)	
	12	養護老人ホーム	
	13	シルバーハウジング (高齢者世話付住宅)	
	14	介護予防対象者の把握	
	15	はつらつクラブ	
	16	老人福祉センター等	
	17	敬老金贈呈事業	
	18	介護支援専門員、介護サービス担当者等資質向上研修	
	19	お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問	
	20	福祉電話訪問事業	
	21	緊急通報システム設置事業	
	22	元気高齢者による生活支援、見守り活動等の促進	
	23	介護予防及び生活支援サービスの充実	
	24	ささえあいネット	
	25	地域ケア会議等の実施	
	26	基幹型地域包括支援センターの機能強化	
	27	地域包括支援センターの増設と円滑な運営	
	28	認知症ブロック研修会	
	29	認知症に対する早期対応の推進	
	30	認知症普及啓発事業	
	31	認知症サポーター養成事業	
	介護保険課	1	日常生活衛生管理支援事業 寝具クリーニング等サービス
		2	すこやか住宅リフォーム助成事業
		3	ショートステイ空き情報の提供
4		家族リフレッシュショートステイ利用事業	

所管課	番号	対象とした事業等一覧
	5	有料老人ホームの設置運営への指導
	6	介護サービスに関する的確な情報提供
	7	介護相談員派遣事業
	8	低所得者等への支援
	9	介護給付の適正化
	10	介護職によるたん吸引等の実施
	11	介護人材の確保
福祉医療課	1	後期高齢者医療制度の申請書の受付及び保険証の交付に関する事務手続
交通安全防犯課	1	高齢者の交通安全支援事業
市民活躍支援課	1	生きがいつくり水先案内
	2	高年大学
	3	高齢者クラブ活動の支援
	4	シルバー人材センター（高齢者能力活用推進事業）
	5	高齢者クラブ友愛活動
清掃業務課	1	日常生活衛生管理支援事業 ふれあい収集
保健部総務課	1	健康診査
	2	こころの健康づくり事業
地域保健課	1	元気アップ事業
	2	地域介護予防活動支援事業
	3	健康教育及び健康相談
商業観光課	1	ソーシャルビジネス支援事業（買い物弱者、少子高齢化などの地域課題を解決するソフト事業の支援）
交通政策課	1	基幹バス及び地域バス
定住促進課	1	市営住宅における高齢者に配慮した住宅供給
	2	サービス付き高齢者向け住宅の登録と整備支援

第3 監査の結果要約

1 要約

主な指摘又は意見は、(1) 事業の在り方の検討 (2) 第6期計画評価指標又は評価指標目標値の見直し (3) 第6期計画評価指標等の数値目標達成に向けた取組 (4) 施設の老朽化 (5) 個人情報管理 (6) 提出資料のチェック体制の強化 (7) その他指摘事項に分類される。

(1) 事業の在り方の検討【意見】

下記意見において、各事業の在り方の見直しが望まれる。

- ア ひまわり懇談会等事業の在り方の見直し (41 ページ)
- イ 福祉車両運行事業の在り方の見直し (51 ページ)
- ウ 敬老金贈呈事業の在り方の検討の推進 (84 ページ)
- エ すこやか住宅リフォーム助成事業対象の見直し (104 ページ)
- オ ふれあい収集の今後の在り方についての福祉部と環境部清掃業務課との連携
(139 ページ)
- カ 中小企業団等事業費補助金の在り方の見直し (149 ページ)

(2) 第6期計画評価指標又は評価指標目標値の見直し【意見】

下記事業の第6期計画における評価指標又は評価指標目標値が実態にそぐわなくなっているため、第6期計画見直しの際に、評価指標又は評価指標目標値の見直しが望まれる。

- ア ひまわり懇談会等事業 (45 ページ)
- イ 避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化 (47 ページ)
- ウ 福祉車両運行事業 (53 ページ)
- エ 認知症介護家族会 (62 ページ)
- オ 介護支援専門員、介護サービス担当者等資質向上研修 (86 ページ)
- カ お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問 (87 ページ)

(3) 第6期計画評価指標等の数値目標達成に向けた取組【意見】

- ア 介護申請から認定までの日数の短縮に向けた取組 (113 ページ)
- イ 研修受講者数の増加に向けた取組 (115 ページ)
- ウ 特技登録制度の登録者数の増加に向けた取組 (123 ページ)
- エ シルバー人材センター会員数の増加に向けた取組 (128 ページ)

(4) 施設の老朽化【意見】

ア 若草苑の老朽化への対応 (79 ページ)

(5) 個人情報管理【意見】

ア ひとり暮らし高齢者等登録者名簿の保管方法の明示 (36 ページ)

イ 高齢者交通安全防犯世帯訪問委託事業者の個人情報管理の徹底 (119 ページ)

(6) 提出資料のチェック体制の強化【指摘】

ア 収入申告書の記載誤り【指摘】 (23 ページ)

イ ひとり暮らし高齢者等登録申請書 (兼避難行動要支援者同意確認書)
記入事項の不備 (32 ページ)

ウ 福祉車両運行事業者から提出された実績報告書添付資料間の不整合 (53 ページ)

エ 地区高齢者クラブ連合会の実績報告書のチェック方法の見直し (126 ページ)

(7) その他指摘事項【指摘】

ア 高齢者緊急短期入所事業申請書の未入手 (30 ページ)

イ 有料老人ホーム立入調査資料の事前準備の不徹底 (107 ページ)

ウ ふれあい収集の中止に関する決定通知書の未送付 (134 ページ)

2 指摘又は意見一覧

所管課	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
総務監査課	高齢者生活	収入申告書の記載誤り【指摘】	P. 23
	支援ハウス	入所者の現況確認の実施【意見】	P. 27
	その他	設備の保守点検の必要性【意見】	P. 29
福祉総合 相談課	生活管理指導短期 宿泊事業及び緊急 短期入所事業	高齢者緊急短期入所事業申請書の未入手 【指摘】	P. 30
	ひとり暮らし高齢 者等登録制度	ひとり暮らし高齢者等登録申請書 (兼避難 行動要支援者同意確認書) 記入事項の不備 【指摘】	P. 32
		ひとり暮らし高齢者等登録者名簿の保管方 法の明示【意見】	P. 36
	ひまわり懇談会等 事業	ひまわり懇談会の不参加者に対する記念品 の配布【意見】	P. 38
		ひまわり懇談会に係る試食代の上限記載方 法の明確化【意見】	P. 39

所管課	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
		ひまわり懇談会等事業の在り方の見直し 【意見】	P. 41
		第6期計画における評価指標の見直し 【意見】	P. 45
	避難行動要支援者 名簿を活用した地 域の防災力の強化	第6期計画における評価指標目標値の見直 し【意見】	P. 47
障がい 福祉課	福祉車両運行事業 (移送サービス)	福祉車両運行事業の在り方の見直し 【意見】	P. 51
		福祉車両運行事業者から提出された実績報 告書添付資料間の不整合【指摘】	P. 53
		第6期計画における評価指標の見直し 【意見】	P. 53
		委託会社が契約している福祉車両の自動車 保険内容の確認【意見】	P. 54
		最新の名簿の運行事業者への提供【意見】	P. 54
高齢福祉課	認知症介護家族会	第6期計画における評価指標目標値の見直 し及び実績の分析【意見】	P. 62
	ひとり暮らし 高齢者等 移動費助成事業	タクシー料金助成券利用状況の把握 【意見】	P. 66
		タクシー料金助成券の印刷経費削減 【意見】	P. 67
	シルバーカー購入 費助成事業	シルバーカー購入費助成券への領収書の未 添付【意見】	P. 70
	養護老人ホーム	若草苑の老朽化への対応【意見】	P. 79
	敬老金贈呈事業	敬老金贈呈事業の在り方の検討の推進 【意見】	P. 84
	介護支援専門員、 介護サービス 担当者等 資質向上研修	第6期計画における評価指標目標値の見直 し【意見】	P. 86
	お元気ですかボラ ンティア養成及び お元気ですか訪問	第6期計画における評価指標目標値の見直 し【意見】	P. 87

所管課	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
介護保険課	すこやか住宅リフォーム助成事業	すこやか住宅リフォーム助成事業対象の見直し【意見】	P. 104
	ショートステイ空き情報の提供	ショートステイ空き情報の適時開示【意見】	P. 105
	有料老人ホームの設置運営への指導	有料老人ホーム立入調査資料の事前準備の不徹底【指摘】	P. 107
		有料老人ホーム立入調査資料の様式の見直し【意見】	P. 107
		チェックリストの積極的な利用【意見】	P. 108
	介護給付の適正化	介護申請から認定までの日数の短縮に向けた取組【意見】	P. 113
	介護職によるたん吸引等の実施	たん吸引の研修委託先の選定方法の見直し【意見】	P. 115
		研修受講者数の増加に向けた取組【意見】	P. 115
交通安全防犯課	高齢者の交通安全支援事業	高齢者交通安全防犯世帯訪問委託事業者の個人情報管理の徹底【意見】	P. 119
市民活躍支援課	生きがいづくり水先案内	豊田ヤングオールド・サポートセンターの運営委託費の正確な見積【意見】	P. 123
		特技登録制度の登録者数の増加に向けた取組【意見】	P. 123
	高齢者クラブ活動の支援	地区高齢者クラブ連合会の実績報告書のチェック方法の見直し【指摘】	P. 126
		単位高齢者クラブの実績報告書に記載された人数の正確性の確認【意見】	P. 126
	シルバー人材センター（高齢者能力活用推進事業）	シルバー人材センター会員数の増加に向けた取組【意見】	P. 128
清掃業務課	日常生活衛生管理支援事業 ふれあい収集	ふれあい収集対象要件の明確化【意見】	P. 130
		収集の一時停止に関するケアマネージャーとの情報共有【意見】	P. 131
		ふれあい収集の中止に関する決定通知書の未送付【指摘】	P. 134
		蓋付ポリバケツの管理方法の見直し【意見】	P. 136

所管課	事業	部署ごとの指摘又は意見	頁
		現況調査に関する福祉部と環境部清掃業務課との連携【意見】	P. 137
		ふれあい収集の今後の在り方についての福祉部と環境部清掃業務課との連携【意見】	P. 139
保健部 総務課	健康診査	健康診査事業個人負担金免除証明書の有効期限の記載誤り【意見】	P. 142
		受診実績の確認体制の構築【意見】	P. 142
商業観光課	ソーシャルビジネス支援事業	中小企業団等事業費補助金補助対象経費の明確化【意見】	P. 147
		中小企業団等事業費補助金の在り方の見直し【意見】	P. 149

第4 監査の結果

1 福祉部 地域包括ケア企画課

(1) 在宅医療支援体制の整備

ア 事業の概要

(ア) 内容

公益財団法人豊田地域医療センター（以下「豊田地域医療センター」という。）を拠点として、在宅医療の支援体制の強化、在宅医療を担う人材確保及び育成並びに訪問看護ステーションの充実を進める。また、関係機関と共に、豊田市における医療と介護が連携した包括的かつ継続的な在宅医療支援について、検討及び検証を行っている。

(イ) 評価指標別実績

在宅医療支援体制の整備について、市では具体的に、在宅主治医が必要と判断したときの短期入院、患者急変時に受入れをする緊急入院といった在宅支援入院制度を開始し、また、訪問看護ステーションの大規模化を図り、24時間365日対応に向けて、市内訪問看護ステーションとの連携を進めている。これらの取組は評価指標の設定について現在協議を重ねている段階であり、評価指標別実績は図表4-1-1のとおりであり、目標値はまだ設定していない。

図表4-1-1 評価指標別実績 (単位：件)

事業内訳	評価指標	平成27年度	平成28年度
豊田地域医療 センター在宅 支援入院制度	予定短期入院数	14	61
	緊急入院数	7	17
	在宅療養患者の登録	116	260

(出所：地域包括ケア企画課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) 在宅医療及び介護連携の推進

ア 事業の概要

(ア) 内容

在宅医療及び介護の連携に向けた市の方向性を検討するため、関係機関が参加する図表4-1-2の委員会を設置し、在宅医療及び介護連携推進事業の検討を実施している。各委員会の年間の開催回数は、各委員会の要綱に定められている予定開催回数どおりであった。

また、在宅医療及び介護連携の推進については、厚生労働省が平成30年3月までに実施する取組として8つの取組を示している。この8つの取組に対し、関係機関と市が連携して取組を進めている。平成28年度は、これまで取り組んできた事業に加えて、「電子@連絡帳」の導入に向けたモデル事業や多職種の相互理解を深めるためのツールとして、「多職種連携ポイント集」の作成、「将来の課題に対応するための施策」の検討を行った。

「電子@連絡帳」は、地域の「医療及び福祉（介護を含む）」に携わる専門職が在宅療養者の情報を簡単に共有し、在宅療養者にとって効率的かつ効果的なサービス提供を補助するためのシステムである。

「多職種連携ポイント集」は、医療及び介護に関係する複数の職種の人々がどのように連携しているかについて、実際の事例を含めて紹介している冊子である。

「将来の課題に対応するための施策」については、関係機関によるワーキンググループにおいて今後必要とする取組の検討を行い、素案の作成を行っている。

図表4-1-2 在宅医療と介護の連携に向けて設置している委員会と年間の開催回数
(単位：回/年)

名称	開催回数
豊田市在宅医療・介護連携推進事業検討委員会	3
豊田加茂医師会在宅医療委員会	3

(出所：地域包括ケア企画課ヒアリング結果)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

2 福祉部 総務監査課

(1) 高齢者生活支援ハウス

ア 事業の概要

(ア) 内容

ひとり暮らし、高齢者夫婦世帯及び独立して生活することに不安のある高齢者を対象として、住居を提供し、各種相談、助言、緊急等の対応をしている。

過去3年間の利用者の推移は図表4-2-1のとおりである。

図表4-2-1 過去3年間の利用者の推移 (単位：人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人数	5	4	8

(出所：保健福祉レポート2017)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

高齢者生活支援ハウスを含む稲武福祉センターに関する過去3年間の事業費の推移は図表4-2-2のとおりである。

図表4-2-2 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	33,523	29,922	40,784

(出所：総務監査課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 収入申告書の記載誤り【指摘】

「豊田市稲武福祉センター管理規則」第2条によると、高齢者生活支援ハウスの利用申請を行う際、「高齢者生活支援ハウス利用許可申請書」に「収入申告書(様式第2号)」を添えて指定管理者に提出する必要がある。利用者が負担する月額利用料金については、「豊田市稲武福祉センター条例」別表第1に基づき、「収入申告書」の収入から必要経費を控除した差引額により決定される。

平成28年度に指定管理者に提出された「収入申告書」を閲覧したところ、必要経費B租税欄に、本来控除すべきではない配偶者控除38万円を誤って記載し、利用料の階層認定が誤っているものが発見された。

担当者に確認したところ、申請者の入居の可否を判定する「高齢者生活支援ハウス入所判定会議」にて、「収入申告書」による利用料の階層認定を確認しているが、年間の申請件数が数件であり、夫婦での入居の事例がほとんどないことから、誤りに気付かなかつたとのことであった。

正しい階層認定に基づく利用料の追加徴収と、今後の再発防止のため、事例の蓄積及び記載マニュアルの作成を検討する必要がある。

豊田市稲武福祉センター管理規則

(利用の手続)

第2条 条例第7条第1項の規定により高齢者生活支援ハウス（以下「生活支援ハウス」という。）を利用しようとする者（以下「生活支援ハウス利用許可申請者」という。）は、高齢者生活支援ハウス利用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 収入申告書（様式第2号）
- (2) 世帯全員の住民票

様式第2号（第2条関係）

収 入 申 告 書

年 月 日

指定管理者 様

申請者
氏 名 ㊦

私の 年中の収入について、下記のとおり申告します。

種 類		金 額
収 入 A	恩給・年金等収入 (年金) 財産収入 利子・配当収入 その他収入	円
	計	円
必 要 経 費 B	租税 医療費 社会保険料 その他必要経費	円
	計	円
差 引 額 (A - B)		円
階 層 認 定 欄		階 層

備考

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 収入A及び必要経費Bについては、金額が分かる書類を添付してください。

豊田市稲武福祉センター条例

(利用料金等)

第 1 1 条

- 3 生活支援ハウスを利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「生活支援ハウス利用料金」という。）を納付しなければならない。
- 5 生活支援ハウス利用料金及び生きがいセンター利用料金（以下これらを「利用料金等」という。）の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

別表第 1（その 1）（第 1 1 条関係）

高齢者生活支援ハウス利用料金

対象収入による階層区分	月額利用料金の限度額(円)
A 1,200,000 円以下	0
B 1,200,001 円～1,300,000 円	4,000
C 1,300,001 円～1,400,000 円	7,000
D 1,400,001 円～1,500,000 円	10,000
E 1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
F 1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
G 1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
H 1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
I 1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
J 2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
K 2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
L 2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
M 2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
N 2,400,001 円以上	50,000

備考

- 1 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 2 夫婦で入居する場合については、当該夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の 2 分の 1 の額をそれぞれの対象収入とする。この場合において、当該額が 1 5 0 万円以下であるときの夫婦それぞれの月額利用料金は、当該利用料金から 1 0 分の 3 に相当する額を減額した額とする。
- 3 月の途中で入退所があった場合の利用料金は、日割計算により算出する。
- 4 利用料金の算定に当たって、1 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(イ) 入所者の現況確認の実施【意見】

従来、「高齢者生活支援ハウス利用要領」にて、利用期間の制限を6箇月としていたが、「豊田市稲武福祉センター条例」等において、利用期間を規定する根拠はないため、平成27年度の要領の改正で削除されている。そのため、現在、入居後に利用要件に該当しているか否かの判定は行われていない。

より適切なサービスの提供を行うため、定期的に入所者の現況確認を行うことが望まれる。

(2) 老人福祉センターぬくもりの里

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者福祉増進を目的に市が設置し、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が指定管理者として管理運営している老人福祉センターである。

市街地から車で40分、清流矢作川を眼下にのどかな自然に囲まれた福祉施設である。介護保険等による福祉サービスの提供や相談、指導を行うほか、社会福祉協議会旭支所の拠点として、地域住民が地域で安心して暮らせるよう地域福祉活動を実施している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

老人福祉センターぬくもりの里に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-2-3のとおりである。

図表4-2-3 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	16,262	15,996	17,671

(出所：総務監査課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(3) その他

ア 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監督

(ア) 内容

社会福祉事業等が公明かつ適正に行われることを確保し、社会福祉事業等の増進を図るため、社会福祉法及び福祉各法に基づき市が所管する社会福祉法人、社会福祉施設、社会福祉事業者等を指導及び監督している。

平成28年度における高齢者及び介護関係の社会福祉施設等の指導監督の実施件数は図表4-2-4のとおりである。

図表4-2-4 高齢者及び介護関係の社会福祉施設等の指導監督の実施件数
(単位：件数、%)

区分		対象数	実施数	実施率
老人福祉関係	指導監査	25	25	100
	実地指導	659	280	42.5

(出所：保健福祉レポート2017)

(イ) 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

イ 社会福祉施設ふれあい活動補助金事業

(ア) 内容

ふれあい活動とは、社会福祉施設が地域住民との交流を図ったり、福祉に関する学習の場を提供したりすることで、当該施設の持つ福祉に関する専門的な機能及び知識を地域住民に伝える活動である。活動を通じ、当該施設と地域の融合を図り、市民の福祉意識の増進と福祉に関する知識の向上を目的としている。

平成28年度における老人福祉に関する社会福祉施設ふれあい活動補助金事業の交付実績は図表4-2-5のとおりである。

図表4-2-5 社会福祉施設ふれあい活動補助金事業の交付実績
(単位：件数、千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付事業者数	4	4	3
交付施設数	6	6	3
交付金額	1,460	758	1,080

(出所：総務監査課作成資料から監査人が加工)

(イ) 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

ウ 豊田市稲武福祉センター

(ア) 内容

豊田市稲武福祉センターは、稲武地域の高齢者、障がい者等の福祉事業の拠点施設として平成7年4月1日に開館した。福祉センター棟と居住棟の2棟からなる複合施設で、高齢者及び障がい者の居宅介護、健康増進、生きがいや教養の向上、レクリエーションのための便宜や生活に不安を抱える高齢者に居室を提供するなどのサービスを行っている。

(イ) 監査の結果

a 設備の保守点検の必要性【意見】

平成28年度の「指定管理者事故処理表」を閲覧したところ、稲武福祉センター老人デイサービスセンターにおいて次の事故が報告されていた。

事故内容	特殊浴槽にて入浴利用時にシャワーチェアに座り洗身後、座りなおすため手すりにつかまり、手すりを押した際に左の手すりが落ちてしまい手すりとは座面の間に左親指の爪あたりを挟んでしまった。
事故原因	長期使用に伴う経年劣化で手すりの溶接が折れてしまっている。(以下省略)

総務監査課の担当者に確認したところ、当該特殊浴槽は、平成16年5月から6年間リース契約期間中は保守点検委託契約を結んでいたが、平成22年にリース契約期間が満了し、再リース契約を結んだ際、保守点検委託契約の更新を行っていなかったため、平成22年5月から6年にわたり保守点検が行われていなかったとのことである。

再リースの際にも保守点検付の契約とする必要があった。

なお、平成28年度までは旧地域福祉課が所管し、平成29年度から総務監査課の所管となっており、平成29年6月に特殊浴槽の入れ替えの際に、保守点検付のリース契約を結んでいる。

3 福祉部 福祉総合相談課

(1) 生活管理指導短期宿泊事業及び緊急短期入所事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

原則として、介護保険制度で要介護認定を受けていない高齢者のうち、日常生活に見守りや支援又は指導が必要な人及び介護する家族の入院等で緊急に保護が必要な人を対象として、社会生活の維持を目的とした養護老人ホーム等の施設への一時入所を行っている。過去3年間の利用実績の推移は図表4-3-1のとおりである。

図表4-3-1 過去3年間の利用実績の推移（生活管理指導も含める）

（単位：人、日）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	19	26	22
延べ利用日数	685	1,370	1,199

（出所：保健福祉レポート2017）

(イ) 過去3年間の事業費の推移

生活管理指導短期宿泊事業及び緊急短期入所事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-3-2のとおりである。

図表4-3-2 過去3年間の事業費の推移

（単位：千円）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	5,009	6,953	6,978

（出所：福祉総合相談課作成資料）

イ 監査の結果

(ア) 高齢者緊急短期入所事業申請書の未入手【指摘】

平成28年度に作成された、「緊急短期入所決議書」を閲覧したところ、入所の際の決議書が未作成、かつ、「豊田市高齢者緊急短期入所事業申請書」（様式第1号）及び「健康診断書」（様式第2号）の原本が未入手のものが1件発見された。

担当者に確認したところ、緊急性が高く決議書の作成なく関係者間の口頭確認のみで入所が決定し、入所者が数日間で退所し、精算も完了したこともあり、決議書の作成並びに「豊田市高齢者緊急短期入所事業申請書」（様式第1号）及び「健康診断書」（様式第2号）の原本の入手を失念していたとのことであった。

「豊田市高齢者緊急短期入所事業実施要綱」第6条及び第9条によると、この事業の利用を申請する者は、「豊田市高齢者緊急短期入所事業申請書」（様式第1号）に「健康診断書」（様式第2号）を添えて市長に提出し、市長は利用申請を受理したときは、市職員、介護支援専門員等が作成した「豊田市高齢者緊急短期入所事業意見書」（様式第4号）を確認するものとしており、緊急に施設の利用が必要と認めた場合には、事業適用の可否を決定し、申請者に対し「豊田市高齢者緊急短期入所事業利用通知書」（様式第5号）をもって通知するものとしている。

豊田市高齢者緊急短期入所事業実施要綱

（利用申請）

第6条 この事業の利用を申請する者は、「豊田市高齢者緊急短期入所事業申請書」（様式第1号）に「健康診断書」（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。ただし、これによりがたい場合には、市長は第4条2項各号に該当しないことを確認できたときは、健康診断書の提出を延期させることはできる。

（利用の決定）

第9条 市長は、利用申請を受理したときは、市職員、介護支援専門員等が作成した「豊田市高齢者緊急短期入所事業意見書」（様式第4号）を確認し、緊急に施設の利用が必要と認めた場合には、事業適用の可否を決定し、申請者に対し、「豊田市高齢者緊急短期入所事業利用通知書」（様式第5号）をもって通知するものとする。

したがって、緊急に入所が必要な場合であっても、事後的に「豊田市高齢者緊急短期入所事業申請書」の作成を依頼する等、「豊田市高齢者緊急短期入所事業実施要綱」第6条及び第9条に則った手続を行う必要がある。

(2) ひとり暮らし高齢者等登録制度

ア 事業の概要

(ア) 内容

ひとり暮らし高齢者等の急病時や災害時における安全確保や安否確認、孤独感の解消等を図るため、ひとり暮らし高齢者等登録をした人の情報を市の消防本部のシステムに登録し、又は、民生委員等に提供することにより、安全で安らかな生活を営むことができるよう支援している。

高齢者の見守りにおいて、平常時からの情報把握は大変重要なため、民生委員及び地域包括支援センターと連携し、登録者の拡大を図っている。

ひとり暮らし高齢者等登録の年齢要件の見直しや、隣近所の地域住民同士で普段から支え合う仕組みについて調査研究している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

ひとり暮らし高齢者等登録制度に関する事業費は、「(4) 避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化」に関する事業費に含まれている。

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、ひとり暮らし高齢者等登録制度に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-3-3のとおりである。

図表4-3-3 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況（単位：件）

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	目標	2,988	3,078	3,170
	実績	3,013	3,006	

(出所：第6期計画、保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

(ア) ひとり暮らし高齢者等登録申請書（兼避難行動要支援者同意確認書）記入事項の不備【指摘】

平成28年度に提出された「ひとり暮らし高齢者等登録申請書（兼避難行動要支援者同意確認書）」を閲覧したところ、裏面の「地域包括支援センター記入欄」には記載があるが、「民生委員記入欄」が空欄となっているものが1件発見された。

「民生委員記入欄」には、支援区分を記入する箇所があり、支援区分が明確にされていないと、的確な支援を受けられない可能性があるため、「ひとり暮らし高齢者等登録申請書（兼避難行動要支援者同意確認書）」の記入の不備の有無に

ついて、提出時に確認し、不備がある場合は追加で記入を依頼する必要がある。

豊田市ひとり暮らし高齢者等登録制度実施要綱

(申請)

第3条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊田市ひとり暮らし高齢者等登録申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、第5条第2項に係る情報提供（災害対策基本法第49条の避難行動要支援者としての情報提供を含む。）について、同意しなければならない。

ひとり暮らし高齢者等登録申請書(兼 避難行動要支援者同意確認書)

豊田市長様

平成 年 月 日

(本人)	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭 年 月 日			性別 男 女
	住所 豊田市	電話番号			
	自治区名	組			
(親 緊急時の 連絡先)	氏名	住所	続柄	電話番号	訪問の状況
					週 回
(状況)	身体	介護保険の認定あり → (要支援・要介護 1・2・3・4・5)			
	世帯	介護保険の認定なし			
(世帯員)	氏名	ひとり暮らし			
		ひとり暮らしに準ずる世帯(2人以上) → 世帯員欄もご記入ください			
(世帯員)	氏名	介護保険の要介護4若しくは5の認定を受けている方又はその方の世帯員			
		市の在宅重度心身障がい者の認定を受けている方			
		中学生以下の児童			
<p>特記事項</p> <p>(1) ひとり暮らし高齢者等登録制度は、急病時や災害時における安全確保、安否確認(避難支援)、また、孤独感の解消や敬老事業等の推進を目的としています。</p> <p>(2) 日頃の支援を円滑に行うため、上記の項目の情報を平常時から消防署、自治区、民生委員、地域包括支援センター、消防団、警察、地域の協力員などの地域防災計画に基づく避難支援等関係者に対して情報提供します。 (必要に応じて、自治区役員や民生委員等が個別訪問することがあります。)</p> <p>(3) 緊急時の連絡先は、救急車で搬送された時等の連絡先を兼ねるため、親族の登録をお願いします。(2)に記載のとおり、申請者は、情報提供することについて、自身で親族にお伝えください。</p>					
<p>豊田市長様</p> <p>私は、特記事項を読み、内容を理解しました。つきましては、平常時から情報提供することについて同意します。</p> <p>平成 年 月 日 代筆者住所 _____</p> <p>本人署名 _____ (印) 代筆者氏名 _____ (続柄: _____)</p>					

備考

- 1 同意の意思について、変更の申し出がない限り継続します。
- 2 災害時に支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、自治区や民生委員等の支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

民生委員記入欄

特記事項	
・ひとり暮らし(高齢者世帯)になった時期、親族や近所との交流状況など：	
支援区分	A 自力で動けない (例) 車いすなどのために避難に介助が必要
	B 自力で動けるが、歩行に不安がある (例) 足腰が弱く、避難所まで同行が必要
	C 自力で動けるが、情報入手や避難判断に不安がある (例) 安否確認・声かけが必要
上記のとおり申請者が要件に合致すること及び申請者の生活環境を確認しました。	
地区名	担当民生委員氏名

地域包括支援センター記入欄

特記事項	
・身体状況、慢性疾患など：	
上記のとおり申請者の身体及び支援状況を確認しました。	
地域包括支援センター名	担当者名

(イ) ひとり暮らし高齢者等登録者名簿の保管方法の明示【意見】

「ひとり暮らし高齢者等登録者名簿（以下「名簿」という。）」は、「実施要綱」第5条第2項に基づき、自治区及び民生委員等の地域防災計画に基づく避難支援等関係者に提供される。

市では、自治区及び民生委員に対し、名簿管理ファイルと一緒に、閲覧者台帳の様式を提供している（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成29年3月）内閣府（防災担当）」参照）。また、名簿提供時には、個人情報に掲載されていることから、適正な保管と管理が必要である旨を伝えている。しかし、具体的な保管場所については明示していない。

個人情報保護の観点から、例えば、自治区には、会館がある場合は会館の鍵付きの書庫又は金庫での保管をお願いする、民生委員には、原則自宅の鍵付きの金庫での保管をお願いし、自宅に鍵付きの金庫がない場合はそれに準ずる場所での保管をお願いする等、具体的な保管方法について明示することが望まれる。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成29年3月）内閣府（防災担当）

2. 避難支援等関係者に関する取組

(6) 名簿の管理に関する取組

- ・その他管理に関する取組

愛知県豊田市

名簿管理ファイルを提供している。名簿管理ファイルは、名簿を適正に管理できるよう、市（福祉部局）がリングファイルを購入し、避難支援等関係者全員に提供している。名簿を含め、名簿に関連する書類等はそのファイルを活用するよう周知している。

また、閲覧者台帳を提供している。市（福祉部局）は地域内において、不必要に名簿を閲覧させないよう、「誰が地域で閲覧するのか（したか）」を管理できるよう参考様式として、「閲覧者台帳」を自治区に提供している。

豊田市ひとり暮らし高齢者等登録制度実施要綱

(支援事業)

第5条 市長は、前条の規定により、ひとり暮らし高齢者等として登録の決定をされた者（以下「登録者」という。）の情報を市の消防本部のシステムに登録するものとする。

- 2 市長は、日頃の支援を円滑に行うため、申請書の項目の情報を自治区、民生委員、地域包括支援センター、消防団、警察、地域の協力員などの地域防災計画に基づく避難支援等関係者に提供する。

3 市長は、登録者の自宅から119番通報があった場合は、登録者の救急搬送情報を登録者を担当する民生委員及び包括支援センターに提供するものとする。

(3) ひまわり懇談会等事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者を対象に、孤独感の解消を図るとともに、地域での見守りや交流の機会を拡大することを目的として、民生委員が主体となって、各地区で特色を生かした懇談会（ひまわり懇談会）や訪問活動等（ひまわり活動）を実施している。市は、これらの取組に対して補助を行っている。

高齢者の身体状況や地域の特性等を踏まえて各地区で多様な活動が展開されるよう、継続して開催を支援している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

ひまわり懇談会等事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-3-4のとおりである。

図表4-3-4 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	4,546	4,906	4,583

(出所：福祉総合相談課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、ひまわり懇談会等事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-3-5のとおりである。

図表 4-3-5 評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況 (単位: 人)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ひまわり懇談会 参加者数	目標	1,174	1,209	1,245
	実績	1,094	1,212	
ひまわり活動 対象者数	目標	815	839	864
	実績	685	701	

(出所: 第 6 期計画、保健福祉レポート 2017)

イ 監査の結果

(ア) ひまわり懇談会の不参加者に対する記念品の配布【意見】

平成 28 年度のひまわり懇談会の実施報告書に添付されている「収支決算書」を閲覧したところ、「ひまわり懇談会等事業補助金交付要綱」別表 (第 6 条関係) に基づき、不参加者に対しても記念品の配布を行っていた。

しかし、「閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消を図るとともに、地域での見守りや交流の機会を拡大する」というひまわり懇談会等事業の本来の目的を達成するために、不参加者に対して記念品の配布を行う必要性には疑問が残る。

ひまわり懇談会の不参加者に対する記念品の配布の必要性について、検討することが望まれる。

なお、平成 29 年度の「ひまわり懇談会等事業補助金交付要綱」の改正により、不参加者への記念品の配布は行わないものとされている。

ひまわり懇談会等事業補助金交付要綱

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、「ひまわり懇談会」の実施に必要な需用費、役務費、使用料及び賃借料等、および「ひまわり活動」の実施に必要な需用費等、ならびに災害時の発生によりやむを得ず事業の実施を中止した場合の、中止にかかった経費とする。

(補助金額)

第 6 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費のうち別表に定める上限額算出式により用途ごとに算出する額を上限とする。ただし、当該上限額を超えることについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

別表（第6条関係）

事業	経費	用途	上限額算出式
ひまわり 懇談会	需用費、 役務費、 使用料 及び 賃借料等	イベント代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区単独開催の場合 固定経費 85,000 円 + ひとり暮らし高齢者参加者数 ×1,100 円 ・ 2 地区合同開催の場合 固定経費 130,000 円 + ひとり暮らし高齢者参加者数 ×1,100 円 ・ 3 地区以上合同開催の場合 2 地区合同開催の場合 + 追加となる地区数×20,000 円
		記念品代	ひとり暮らし高齢者参加者数 ×300 円
		<u>不参加者 記念品代</u>	<u>不参加高齢者数</u> <u>(ひとり暮らし登録あり)</u> ×300 円
		食事代	ひとり暮らし高齢者参加者数 ×800 円 + 民生委員数×800 円
		会議費	民生委員数×500 円
		保険代	参加者全員×30 円 (見込み単価)
		ひまわり 活動	需用費

(注) 下線箇所は、当該意見に関連する箇所である。

(イ) ひまわり懇談会に係る試食代の上限記載方法の明確化【意見】

平成28年度のひまわり懇談会の実施報告書に添付されている、収支決算書を閲覧したところ、1件、内訳に図表4-3-6のとおり、記載があった。

図表4-3-6 平成28年度 ひまわり懇談会 収支決算書

費目	内訳
イベント代 ・ 需用費 ・ 支援員対応費 ・ 車両借上料等	1. 試食会 650 円× <u>6名</u> =3,900 円

(注) 下線箇所は、当該意見に関連する箇所である。

図表4-3-7によると、1地区開催の場合の試食代の上限は、800円×5食と記載されており、総額4,000円を上限としてとらえれば問題はない。しかし、1人800円までかつ5食分までを上限ととらえると、収支計算書は上限を超える6食分の費用を報告していることになる。

「補助対象経費内訳・上限額の算出方法」について、読み方によって判断が分かれる記載方法は不適切であるため、分かりやすい記述に修正することが望まれる。

図表4-3-7 平成28年度補助対象経費内訳・上限額の算出方法

○ひまわり懇談会

費目	使途	上限計算式	注意点
需用費 支援員 対応費 車両借 料等	用紙等文具、活 花、コピー料 金、写真現像 代、看板修繕 料、試食代、会 場使用料、講師 謝礼、会中のお やつ 支援員への弁当 代（謝礼の代わ りとして） 高齢者送迎費 （マイクロバ ス・タクシー・ ジャンボタクシ ー）等	○単独開催 固定経費 85,000 円 ひとり暮らし 高齢者参加者 数×1,100 円 ○2地区合同 開催 固定経費 130,000 円 ひとり暮らし 高齢者参加者 数×1,100 円	・ 試食代の上限 <u>1地区単独開催：800円×5食</u> 2地区合同開催：800円×6食 ・ 会中のおやつは、贅沢なものにならないようにしてください。 ・ レンタカーの場合、運転日当・燃料代も車両借上料に含めます。 ・ 社会福祉協議会のバスは使用できません。 ・ 参加者を介護する人についても支援員とみなすことは可能です。

(注) 下線箇所は、当該意見に関連する箇所である。

(ウ) ひまわり懇談会等事業の在り方の見直し【意見】

平成28年度のひまわり懇談会及びひまわり活動の実施状況は図表4-3-8のとおりである。

市内全28地区中、ひまわり懇談会を実施している地区は19地区、ひまわり活動を実施している地区は8地区、いずれも実施していない地区は1地区である。

ひまわり懇談会参加率（地区別）は図表4-3-9のとおりであり、ひとり暮らし高齢者登録者数に占めるひまわり懇談会参加者数の割合は、全体で51.2%と半数程度である。

また、ひまわり懇談会参加者数全体のうち、ひとり暮らし高齢者の占める割合は、図表4-3-10のとおりであり、全体で44.2%と、民生委員及び支援員の参加者数がひとり暮らし高齢者を上回っている状況である。

1日完結のイベントである現在のひまわり懇談会では、事業の目的である「閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消を図るとともに、地域での見守りや交流の機会を拡大する」きっかけにはなるものの、高齢者の参加率が半数程度である現状では、ひとり暮らし高齢者のニーズに合致した活動であるとは考えにくい。

「閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消を図るとともに、地域での見守りや交流の機会を拡大する」というひまわり懇談会等事業の本来の目的を達成するため、今後、より多くのひとり暮らし高齢者が参加できる活動の在り方を検討することが望ましい。

例えば、年1回のイベント型ではなく、月1回、民生委員がひとり暮らし高齢者を集めて歓談を行う等、サロン型の活動を行うことも一案である。

なお、平成29年度から、「民生委員環境改善委員会」にて、実態調査に基づき、地域の実情に合った支援の在り方について検討を行っている。

図表4-3-8 ひまわり懇談会等事業の実施状況（地区別）

No.	地区名	ひまわり懇談会等事業の実施状況
1	崇化館	懇談会
2	梅坪台	懇談会
3	朝日丘	活動
4	逢妻	懇談会
5	豊南	懇談会
6	高橋	活動
7	美里	懇談会
8	益富	懇談会
9	上郷	懇談会
10	竜神	懇談会
11	末野原	懇談会
12・13	若林・若園（注）	懇談会
14	前林	懇談会
15	猿投台	懇談会
16	井郷	実施せず。
17	石野	懇談会
18	猿投	活動
19	保見	活動
20	松平	活動
21	藤岡	懇談会
22	小原	懇談会
23	足助	活動
24	下山	懇談会
25	旭	活動
26	稲武	懇談会
27	藤岡南	懇談会
28	浄水	活動

（注）2地区合同開催

（出所：平成28年度ひまわり懇談会等交付一覧）

図表 4-3-9 ひまわり懇談会参加率（地区別）

No.	地区名 (注)	ひとり暮らし 高齢者等 登録者数①	参加者数②	参加率 ②/①
1	崇化館	166	78	47.0%
2	梅坪台	49	43	87.8%
4	逢妻	182	104	57.1%
5	豊南	138	65	47.1%
7	美里	194	112	57.7%
8	益富	71	26	36.6%
9	上郷	94	47	50.0%
10	竜神	153	87	56.9%
11	末野原	120	60	50.0%
12・13	若林・若園	215	90	41.9%
14	前林	98	53	54.1%
15	猿投台	113	56	49.6%
17	石野	26	18	69.2%
21	藤岡	53	28	52.8%
22	小原	118	70	59.3%
24	下山	96	45	46.9%
26	稲武	101	37	36.6%
27	藤岡南	31	15	48.4%
計		2,018	1,034	51.2%

(注) ひまわり懇談会実施地区のみであり、ひまわり活動実施地区は含まれていない。

(出所：平成28年度ひまわり懇談会等交付一覧)

図表4-3-10 ひまわり懇談会参加者数の内訳

No.	地区名 (注)	参加者数				参加者 計に占 めるひ とり暮 らし高 齢者の 割合
		ひとり 暮らし 高齢者 等	民生 委員	支援員	計	
1	崇化館	78	30	42	150	52.0%
2	梅坪台	43	14	117	174	24.7%
4	逢妻	104	33	90	227	45.8%
5	豊南	65	25	28	118	55.1%
7	美里	112	26	16	154	72.7%
8	益富	26	23	13	62	41.9%
9	上郷	47	23	29	99	47.5%
10	竜神	87	26	100	213	40.8%
11	末野原	60	30	27	117	51.3%
12・13	若林・若園	90	36	103	229	39.3%
14	前林	53	22	88	163	32.5%
15	猿投台	56	20	49	125	44.8%
17	石野	18	14	6	38	47.4%
21	藤岡	28	17	43	88	31.8%
22	小原	70	13	52	135	51.9%
24	下山	45	14	29	88	51.1%
26	稲武	37	14	56	107	34.6%
27	藤岡南	15	13	23	51	29.4%
計		1,034	393	911	2,338	44.2%

(注) ひまわり懇談会実施地区のみであり、ひまわり活動実施地区は含まれていない。

(出所：平成28年度ひまわり懇談会等交付一覧)

(エ) 第6期計画における評価指標の見直し【意見】

第6期計画では、図表4-3-5のとおり、評価指標として、「ひまわり懇談会参加者数」を設定しており、平成28年度の実績は目標を達成しているが、「ひまわり活動対象者数」については、2年連続（平成27年度及び平成28年度）で目標を下回っている。

「ひまわり懇談会参加者数」については、図表4-3-9のとおり、ひとり暮らし高齢者登録者に対するひまわり懇談会参加者数は、全体で51.2%と半数程度であり、事業の目的である「閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消を図るとともに、地域での見守りや交流の機会を拡大する」ことが達成されているとは考えにくい。

また、「ひまわり活動対象者数」については、各自治区がひまわり活動ではなく、ひまわり懇談会を選択した場合に対象者数は減少することから、ひまわり懇談会とひまわり活動の目標値をそれぞれ設定する必要はないと考えられる。

第6期計画のひまわり懇談会等事業の評価指標は実態にそぐわないため、計画の見直しの際には、評価指標の見直しが望まれる。

例えば評価指標として、ひとり暮らし高齢者等のひまわり懇談会等の参加率とすることも一案である。

(4) 避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化

ア 事業の概要

(ア) 内容

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、災害時等に自力で避難することが困難な者で特に支援を要する避難行動要支援者の名簿作成と地域への提供が市長に義務化された。このことにより、従来の「災害時要援護者登録制度」から「避難行動要支援者名簿制度」に移行し、支援体制の強化を図っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-3-11のとおりである。

なお、平成26年度事業費は、避難行動要支援者名簿制度開始に伴い、名簿管理システムの導入関連費が5,152千円発生したことにより増加している。

また、平成28年度事業費は、民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、システムで管理している民生委員台帳等の修正（約300名分）のためのシステム改修費が2,597千円発生したことにより増加している。

図表 4-3-1 1 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	5,484	572	3,171

(注) ひとり暮らし高齢者等事業費及び情報共有体制の強化に関する事業費を含む。

(出所：福祉総合相談課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況

第 6 期計画における、避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化に関する評価指標目標は、図表 4-3-1 2 のとおりである。

なお、現在は図表 4-3-1 3 の評価指標を利用しているため、当該評価指標は利用していない。これは平成 28 年 2 月から「ひとり暮らし高齢者等登録申請書（兼避難行動要支援者同意確認書）」の様式を利用しており、ひとり暮らし高齢者登録と避難行動要支援者名簿への登録を同時に行えるようになり、図表 4-3-1 2 の目標値を大幅に上回ったためである。

図表 4-3-1 2 第 6 期計画における評価指標目標 (単位：%)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
避難行動要支援者 名簿登録率	目標	55	60	65
	実績	83.4	83.7	

(出所：第 6 期計画、保健福祉レポート 2017 から監査人が加工)

図表 4-3-1 3 要件別非難行動要支援者数及び同意者数 (単位：人)

年度	平成 27 年度			平成 28 年度		
	対象者	同意者	割合 (注)	対象者	同意者	割合 (注)
① 要介護（3～5） 認定者	2,089	1,369	65.5%	2,363	1,518	64.2%
② ひとり暮らし高齢者 等登録者 (①の対象者除く)	3,001	2,967	98.9%	3,051	3,027	99.2%
③ 在宅重度心身 障がい者認定者	552	427	77.4%	548	454	82.8%

年度	平成 27 年度			平成 28 年度		
	対象者	同意者	割合 (注)	対象者	同意者	割合 (注)
④ 視覚・聴覚・下肢・ 体幹 1 級～2 級の者 (①、②、③の対象 者除く)	1,423	999	70.2%	1,382	1,003	72.6%
上記に準ずる登録希望者		133			146	
計	7,065	5,895	83.4%	7,344	6,148	83.7%

(注) 割合は監査人が追加。

(出所：保健福祉レポート 2017)

イ 監査の結果

(ア) 第 6 期計画における評価指標目標値の見直し【意見】

第 6 期計画では、図表 4-3-1 2 のとおり、評価指標として、対象者数に対する同意者数の割合である「避難行動要支援者名簿登録率」を設定しており、2 年連続（平成 27 年度及び平成 28 年度）で目標を上回っている。さらに、図表 4-3-1 3 のとおり、②ひとり暮らし高齢者等登録者に占める同意者の割合は平成 27 年度は 98.9%、平成 28 年度は 99.2%と、ほとんど同意している状況である。

第 6 期計画の避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化の評価指標は前述の登録方法の見直しにより達成されており、実態にそぐわなくなったため、評価指標の目標値の見直しが望まれる。

(5) 高齢者を悪質な訪問販売等から守る運動

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者宅での悪質な訪問販売被害を未然に防ぐため、高齢者に対する啓発を行っている。民生委員が警察署や消費生活センター、地域包括支援センターと連携し、高齢者を悪質な訪問販売等から守る運動のチラシを配布している。また、訪問販売用紙を玄関に置き、訪問販売業者に不安を感じたら記録用紙に記入を求め、記録用紙への記入を拒み強引に契約を迫る等したら 110 番通報するよう啓発している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

高齢者を悪質な訪問販売等から守る運動に関する事業費は、民生委員の活動の一環であり個別事業費は算出していない。

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(6) 情報共有体制の強化

ア 事業の概要

(ア) 内容

見守りを必要とする高齢者を把握し、より多くの関係者で支える体制を構築するため、高齢者に関する情報共有体制の構築を進めている。現在は、要介護3以上の高齢者やひとり暮らし高齢者等登録者等を、避難行動要支援者として、自治区、民生委員等に提供できるようにしている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

情報共有体制の強化に関する事業費は、「(4) 避難行動要支援者名簿を活用した地域の防災力の強化」に関する事業費に含まれている。

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(7) 成年後見制度利用支援事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

身寄りのない認知症高齢者等、判断能力が不十分な人の保護を目的として、市長が家庭裁判所へ後見開始等の審判請求を行い、家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人の財産管理や身上監護（介護・福祉サービスの利用、医療・福祉施設への入退所手続等）を行っている。また、審判請求に要する費用及び成年後見人等の報酬の支払困難者に対し費用助成を行っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

成年後見制度利用支援事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-3-14のとおりである。

事業費には、①市長申立に係る費用、②後見人報酬扶助のほかに、③制度利用促進に向けての必要経費が含まれており、平成28年度事業費は、「豊田市成年

後見支援センター」の開設に向けた検討委員会の開催に関連する経費が発生したことにより増加している。

図表 4-3-14 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	0	159	500

(出所：福祉総合相談課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

成年後見制度利用支援事業に関する過去3年間の実績は図表 4-3-15 のとおりである。

図表 4-3-15 過去3年間の実績 (単位：件)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市長申立件数	0	2	0

(出所：福祉総合相談課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(8) 高齢者の虐待防止及び虐待への適切な対応

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者虐待の防止、早期発見及び発生時の適切な対応を図ることを目的として、医師会、地域団体、弁護士会、警察署、地域包括支援センター等の多様な関係機関の連携により、困難事例の情報交換、調整及び協議を行う。また、虐待事案への対応を学ぶ研修会を実施し対応力向上を図っている。

ささえあいネットや地域包括支援センターを中心としたネットワークを活用しながら、高齢者虐待の防止と早期発見及び早期対応の仕組みをつくとともに、必要な支援及びサービスへつながるよう引き続き支援している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

高齢者の虐待防止及び虐待への適切な対応に関する過去3年間の事業費の推移は図表 4-3-16 のとおりである。

当事業費の主な内容は、地域包括支援センター職員を対象とした研修会や、関係機関とのネットワーク構築のための会議の開催費用などである。

図表 4-3-16 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	350	331	478

(出所：福祉総合相談課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

高齢者の虐待防止及び虐待への適切な対応に関する過去3年間の実績は図表 4-3-17のとおりである。

図表 4-3-17 過去3年間の実績 (単位：件)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
虐待通報件数 (新規)	42	44	50

(出所：福祉総合相談課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

4 福祉部 障がい福祉課

(1) 外出支援サービス 福祉車両運行事業（移送サービス）

ア 事業の概要

(ア) 内容

通常の車両では移動が困難な人（車いす利用者等）を対象として、リフト付き車両による自宅から目的地までの個別の送迎を行っている。専用車両1台と障がい者の通所事業所の送迎用車両3台（空き時間を利用）を使用し、午前8時から午後10時まで毎日運行している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

福祉車両運行事業（移送サービス）に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-4-1のとおりである。

平成28年度は、車両1台の購入費用が発生したことにより増加している。

図表4-4-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	22,015	21,411	30,018

(出所：障がい福祉課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、福祉車両運行事業（移送サービス）に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-4-2のとおりである。

図表4-4-2 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況 (単位：回)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用回数	目標	1,250	1,300	1,300
	実績	1,464	1,094	

(出所：第6期計画、保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

(ア) 福祉車両運行事業の在り方の見直し【意見】

平成28年度の福祉車両運行事業延べ利用回数1,094回の内訳を確認したところ、図表4-4-3のとおりであった。

図表4-4-3によると、利用者36名のうち、6名の利用者の年間利用回数が全体の年間利用回数の79.2%を占めている。また、利用可能性のある登録者238名（平成27年度末240名及び平成28年度末236名の平均）に占

める利用者36名の割合は、15.1%と、一部の利用者による利用の偏りがみられた。担当者に状況の確認を行ったところ、

- ・利用の予約については、「福祉車両による移送サービス事業の利用に関する事務処理要綱」第5条に基づき、運行事業者が電話にて予約の受付を行うこととなっており、利用者当たりの利用回数の制限は設けられていない。
- ・平成28年度中に新規利用登録を申請した21名のうち、実際に平成28年度中に利用したのは7名（月1回以上4回以下の利用者1名及び月1回未満利用者6名）のみであった。直近で利用を予定していなくても、保険的な意味で登録だけ申請するケースが多い。
- ・所管課では、運行事業者から、予約枠に空きがなく予約を断った件数についての報告を受けているが、月に1～2回程度である。

とのことであり、一部の利用者による利用の偏りは、不正や意図的なものではなく、結果的なものであると考えられる。

しかし、専用車両の利用のほとんどが、一部の利用者による利用であるというのは、事業として不健全であると考えられる。

そのため、当事業の要否も含めて、他の外出支援サービスによるニーズの充足の可能性も含め、今後の事業の在り方を検討することが望まれる。

図表4-4-3 平成28年度利用者の内訳 (単位：回、%)

利用者	年間利用回数 (注)	利用割合
利用者A	409	37.4%
利用者B	163	14.9%
利用者C	94	8.6%
利用者D	84	7.7%
利用者E	67	6.1%
利用者F	49	4.5%
月1回以上4回以下の利用者9名	177	16.2%
月1回未満の利用者21名	51	4.7%
合計36名	1,094	100.0%

(注) 往復の場合は2回とカウントされている。

(出所：平成28年度会員輸送記録から監査人が加工)

福祉車両による移送サービス事業の利用に関する事務処理要綱

(利用の予約)

第5条 利用登録者は、協定書第19条の規定に基づき、事業者に予約し利用する。

2 利用登録者は、利用希望日を含む日曜日から土曜日までの1週間（以下「利用希望週」という。）について、2週間前の週の日曜日から利用希望日の前日までの1回目（復路を含む。）の予約ができるものとする。

3 前項の利用希望週のうち、2回目以降の利用を希望するときは、1週間前の週の日曜日以降において、予約状況に余裕があるときは、利用希望日の前日まで予約をすることができる。

(イ) 福祉車両運行事業者から提出された実績報告書添付資料間の不整合【指摘】

当事業は、障がい者の通所事業所である「暖」利用者の送迎と合わせて運行事業者と協定を締結して実施しており、負担金は、運行経費から利用料収入（1回500円）を差し引いた金額となる。

運行事業者から提出された実績報告書をサンプルにて確認したところ、「暖」利用者の送迎と合わせた報告書（以下「暖実績表」という。）の「実車キロ」と利用者個人別の利用状況の分かる報告書（以下「会員輸送記録」という。）の「走行キロ」が一致しないものが発見された。担当者に確認したところ、運行事業者が転記する際に電卓を打ち間違えたものであるとのことであった。

負担金の計算に必要なのは、利用回数であり、「実車キロ」と「走行キロ」が一致していないからといって、事務処理上の誤りが発生するわけではないが、負担金の計算根拠となる利用料収入を、実績報告書に基づいて計算しており、直接利用者に利用の有無を確認しているわけではないため、実績報告書に記載されている内容を正として負担金の計算を行う以上、実績報告書の記載内容の正確性を担保する上で、少なくとも、実績報告書添付資料である「暖実績表」と会員輸送記録の整合性を確認する必要がある。

(ウ) 第6期計画における評価指標の見直し【意見】

第6期計画における、福祉車両運行事業（移送サービス）に関する評価指標は、「福祉車両運行事業延べ利用回数」が設定されており、平成27年度は実績が目標を上回っているが、平成28年度は実績が目標を下回っている。

当事業は、事前に登録した者の通院、買い物等での外出を支援するものであり、利用回数が目標に達していないからといって、事業の目的が果たせていないと判断できるものではなく、評価指標としてあまり適切とは言えない。

第6期計画の福祉車両運行事業の評価指標は実態にそぐわないため、計画見直しの際には、評価指標の見直しが望まれる。

例えば評価指標として、予約電話をした者の予約可能率を目標にすることも一案である。

(エ) 運行事業者が契約している福祉車両の自動車保険内容の確認【意見】

福祉車両の運行は、運行事業者と協定を締結して実施しており、「平成28年度福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書」第7条（運行事業の責任）によると、交通事故等による責任は、全て運行事業者が負うものとされている。

負担金の中に、自動車保険料を含めて支払っており、市は自動車保険料の金額については把握しているが、自動車保険の内容については把握していなかった。

福祉車両の運行委託先が加入している自動車保険の補償内容が十分であることについて、保険証券のコピー等を取り寄せて確認することが望まれる。

平成28年度福祉車両運行（移送サービス）に関する協定書

（運行事業の責任）

第7条 運行に伴って発生する法的責任は、全て乙（運行事業者）が負うものとする。

2 運行に関して事故等で運航に支障が生じる事態が発生した場合は、乙は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、甲に状況等を速やかに報告するものとする。

(オ) 最新の名簿の運行事業者への提供【意見】

福祉車両による移送サービスの利用希望者は、事前に「福祉車両による移送サービス事業利用登録申請書兼同意書（様式第1）（以下「登録申請書」という。）」を障がい福祉課に提出し、利用者登録を行う必要がある。

障がい福祉課は「登録申請書」を運行事業者にFAXし、運行事業者は、利用者からの予約の電話を受ける際に、「登録申請書」に基づき、利用登録の有無を確認した上で予約を確定する。

障がい福祉課では、「登録申請書」に基づき、表計算ソフトにて利用登録者の名簿を作成し、数箇月に1度住基ネットで利用登録者の異動を確認しているが、運行事業者と異動情報を共有していない。

当事業は平成14年7月から開始しており、異動情報が共有されていないと、運行事業者は大量の不要な名簿情報まで保管することになってしまう。今後は、少なくとも年に1回は、異動情報を共有する等の対応が望まれる。

福祉車両による移送サービス事業の利用に関する事務処理要綱

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、豊田市内に居住する次の各号のいずれかに該当する者
で、リフトによる乗車を必要とする者。

- (1) 車椅子及び電動車椅子を移動手段としている者
- (2) 座位がとれずストレッチャーにより移動する者
- (3) その他、通常の車両では移動が困難な者

(利用登録等)

第4条 前条の利用対象者で利用登録を希望する者は、あらかじめ福祉車両による移送サービス事業利用登録申請書兼同意書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理した時は、速やかに審査し、利用登録の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用登録を決定したときは、申請者に対し福祉車両による移送サービス事業利用登録済通知書(様式第2号)を交付し、却下を決定した時は、福祉車両による移送サービス事業利用登録却下通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

4 市長は、利用登録者の名簿等を事業者に提供しなければならない。

様式第1号(第4条関係)

No.

福祉車両による移送サービス事業利用登録申請書兼同意書

年 月 日

豊田市長 様

私は、リフト付き福祉車両による移送サービス事業を利用したいので、下記の事項に同意し登録を申請します。

申請者 (利用者)	(フリガナ) 氏名 ㊟	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日生	
	住所 (世帯主氏名) 豊田市	電話 -		
緊急 連絡 先	氏名等	続柄等	住所等	電話 -
申と 請す る 必 理 要 由	<input type="checkbox"/> 車椅子又は電動車椅子を移動手段としている <input type="checkbox"/> 座位がとれずストレッチャーにより移動している <input type="checkbox"/> その他、通常の車両では移動が困難な理由 ()		備考(移送時の注意点等)	
主な利用目的				

記

私は、社会福祉施設利用者の送迎等の時間以外を利用して実施される、リフト付き福祉車両による移送サービス事業の趣旨を理解し、以下の事項について同意します。

- ①福祉施設利用者の送迎等も合わせて実施しているため、利用日及び利用時間が制限されています。
- ②道路の渋滞、天候その他やむを得ない理由により予約時間に移送が出来ないことがあります。
- ③いわゆる介護タクシーではないので、乗務員は原則として利用登録者の介助はいたしません。
- ④利用登録者の介護を目的として添乗する者は、原則一人とします。
- ⑤この申請書に記載された内容は、移送サービス事業を円滑に運営するため豊田市生活交通運行事業者者に情報提供します。(本事業の目的以外に使用することはありません。)

(2) 外出支援サービス NPO法人等による福祉有償運送

ア 事業の概要

(ア) 内容

要介護者や障がい者等、単独では公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に通院、通所、レジャー等を支援するため、NPO法人や社会福祉法人等が会員制の有償送迎サービスを実施している。

今後も、要介護者や障がい者等の現状を踏まえ、福祉有償運送運営協議会（「豊田市福祉有償運送協議会設置要綱」参照。）にて、参入団体と既存の交通事業者の調整や対価等の協議を進めながら継続している。

豊田市福祉有償運送協議会設置要綱

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）に基づき、福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第49条第3号に規定する福祉有償運送をいう。以下同じ。）の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(主宰)

第3条 協議会は豊田市が主宰する。

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

5 福祉部 高齢福祉課

(1) 日常生活用具給付事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

火災の発生防止を図り、日常生活の安心と安全確保を図ることを目的として、ひとり暮らし高齢者等に電磁調理器及び火災警報器を給付している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

日常生活用具給付事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-1のとおりである。

図表4-5-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	139	117	137

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

日常生活用具給付事業に関する過去3年間の実績は図表4-5-2のとおりである。

図表4-5-2 過去3年間の実績 (単位：人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
電磁調理器	7	6	8
火災警報器	2	1	1

(出所：保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) 軽度生活援助事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

日常生活を営むのに何らかの支障があるひとり暮らし高齢者等が要介護状態になることを防止し、自立した生活を送ることを目的として、高齢者軽度生活援助員による調理、掃除、洗濯等の生活援助を行っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

軽度生活援助事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-3のとおりである。

図表4-5-3 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	4,892	4,860	4,428

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

軽度生活援助事業に関する過去3年間の実績は図表4-5-4のとおりである。

図表4-5-4 過去3年間の実績 (単位：人、回)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	715	712	595
延べ利用回数	2,475	2,443	2,136

(出所：保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(3) 「食」の自立支援事業（配食サービス）

ア 事業の概要

(ア) 内容

「食」の面で高齢者の自立した生活を支援することを目的として、心身の状況やニーズ等を把握し、配食サービス等の食関連サービスの利用調整を行っている。ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等のうち、調理が困難で支援が必要と判断される人に対しては、栄養バランスのとれた食事を提供し、低栄養を防ぐとともに安否確認を行っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

「食」の自立支援事業（配食サービス）に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-5のとおりである。

図表4-5-5 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	110,571	114,876	109,243

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

「食」の自立支援事業に関する過去3年間の実績は図表4-5-6のとおりである。

図表4-5-6 過去3年間の実績 (単位：人、食)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	16,011	16,437	15,762
延べ配食数	327,487	335,774	318,020

(出所：保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(4) 日常生活衛生管理支援事業 訪問理美容サービス

ア 事業の概要

(ア) 内容

外出して理美容店を利用することが困難な人を対象に、理美容師の出張費相当額（1回あたり1,000円相当額）を助成する利用券を交付している。在宅の要介護3～5の認定者を対象に、1年で最大6枚まで交付している。

なお、同事業のふれあい収集は環境部清掃業務課の、寝具クリーニング等サービスは介護保険課の所管である。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

日常生活衛生管理支援事業 訪問理美容サービスに関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-7のとおりである。

図表4-5-7 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	145	145	151

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

訪問理美容サービスに関する過去3年間の実績は図表4-5-8のとおりである。

図表4-5-8 過去3年間の実績 (単位：人、枚)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付者数	83	88	101
利用枚数	145	145	151

(出所：保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(5) 認知症介護家族会

ア 事業の概要

(ア) 内容

認知症の人を介護する家族同士の交流により心理面での負担軽減を図るとともに、認知症に関する知識や介護技術を習得することを目的として、月1回交流会を開催している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

認知症介護家族会に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-9のとおりである。平成28年度は新たに平成29年度から稼働する「初期集中支援チーム（認知症の困難事例を集中的に支援する専門職のチーム）」の稼働準備に関する事業費が増加している。

なお、平成26年度事業費は「(27) 地域包括支援センターの増設と円滑な運営」に関する事業費に含まれている。

図表4-5-9 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費		818	1,325

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、認知症介護家族会に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-10のとおりである。

図表4-5-10 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況 (単位：人)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ参加者数	目標	200	200	200
	実績	255	200	

(出所：第6期計画、保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

(ア) 第6期計画における評価指標目標値の見直し及び実績の分析【意見】

認知症介護家族会に関する第6期計画の評価指標である延べ参加者数は、平成27年度から平成29年度まで、200人で一定となっている。

「平成29年度版高齢社会白書」では、「65歳以上の認知症高齢者数と有病率の将来推計についてみると、平成24年は認知症高齢者数462万人と、

65歳以上の高齢者の約7人に1人であったが、平成37年には、約5人に1人になるとの推計がある。」とされており、今後、全国的に認知症患者は増加する傾向にある。

したがって、評価指標目標について、認知症患者数の増加を見込んだ数値への見直しが望まれる。

また、認知症介護家族会に関する第6期計画の評価指標目標である延べ参加者数の実績は、平成27年度は255人、平成28年度は200人と減少傾向にある。延べ参加者数が減少した要因を分析し、次年度の事業の実施に役立てることが望まれる。

(6) 家族介護教室及び家族交流事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

介護する家族や地域の支援者等の介護技術及び知識の習得や介護の悩みや対応方法等の情報交換等を目的として、家族介護教室及び家族交流事業を実施している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

家族介護教室及び家族交流事業に関する事業費は、「(27) 地域包括支援センターの増設と円滑な運営」に関する事業費に含まれている。

(ウ) 過去3年間の実績

家族介護教室及び家族交流事業に関する過去3年間の実績は図表4-5-11のとおりである。

図表4-5-11 過去3年間の実績 (単位：回)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
家族介護教室及び 家族交流事業の回数	184	150	166

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(7) メンタルヘルス相談窓口設置事業（あんしんひまわりコール）

ア 事業の概要

(ア) 内容

介護する家族の心の健康を維持することを目的として、心理的な負担を軽減するための電話相談窓口を設置し、精神保健福祉士等の資格を有する相談員が対応する。

専用ダイヤル 0120-006-505

月～金 9～21時、土 10～17時（日曜、祝日、年末年始除く）

なお、当事業は平成28年度をもって終了した。平成29年度以降は、各地域包括支援センターにて対応している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

メンタルヘルス相談窓口設置事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-12のとおりである。

図表4-5-12 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	2,224	2,224	2,073

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

メンタルヘルス相談窓口設置事業に関する過去3年間の実績は図表4-5-13のとおりである。

図表4-5-13 過去3年間の実績 (単位：件)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	155	282	245

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(8) 外出支援サービス 自動車学校のスクールバスなどを利用した高齢者等交通対策事業
ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者や障がい者が自由に社会参加できるまちづくりを行うことを目的として、次の事業を実施している。

市内の2つの自動車学校の協力により、教習生送迎用に運行しているスクールバスの空席に、無料で乗車ができるサービスである。利用可能路線は、平成26年10月現在16路線あり、利用時間は平日の午前9時から午後4時頃まで、自動車学校の社会貢献策の一環として行われている。対象者は高齢者か障がい者手帳の交付を受けている人で、一人で車両の乗り降りができることが条件となる。

なお、同事業の②福祉車両運行事業（移送サービス）（4 障がい福祉課（1）参照）及び③NPO法人等による福祉有償運送（4 障がい福祉課（2）参照）は障がい福祉課が所管している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

自動車学校のスクールバスなどを利用した高齢者等交通対策事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-14のとおりである。

図表4-5-14 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	1,094	1,110	1,053

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

自動車学校のスクールバスなどを利用した高齢者等交通対策事業に関する過去3年間の実績は、図表4-5-15のとおりである。

図表4-5-15 過去3年間の実績 (単位：人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	1,297	1,262	1,259

(出所：保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(9) ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

移動に関して家族の支援を受けることが困難なひとり暮らし高齢者等が、地域において自立した生活を送れるようにすることを目的として、タクシー料金の助成券を交付している。対象者は介護保険の認定を受けているひとり暮らし高齢者等で、1回の乗車につき半額（上限額は年間16,000円）を助成している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

ひとり暮らし高齢者等移動費助成事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-16のとおりである。

図表4-5-16 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	10,765	12,488	13,232

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) タクシー料金助成券利用状況の把握【意見】

タクシー料金助成券の交付者数、交付金額及び利用率は図表4-5-17のとおりである。

図表4-5-17 タクシー料金助成券の交付者数、交付金額及び利用率

(単位：人、千円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付者数	1,431	1,552	1,641
交付金額	22,896	24,832	26,256
利用率(注)	47.0%	50.3%	50.4%

(注) 利用率=事業費÷タクシー料金助成券の交付金額

(出所：保健福祉レポート2017から監査人が加工)

タクシー料金助成券の交付金額に対し、実際に利用されるのは約半数となっている。

高齢福祉課では、タクシー会社への支払があるため、交付者全体の利用金額については把握しているが、地域別や個人別の利用状況については把握していない。

タクシー料金助成券の地域別等の利用状況を把握し、今後の高齢者の移動支援の在り方の検討に役立てることが望まれる。

(イ) タクシー料金助成券の印刷経費削減【意見】

福祉部では、高齢福祉課が行う「ひとり暮らし高齢者等移動費助成」のほか、障がい福祉課では、「障がい者タクシー料金助成」を行っており、障がいに応じて、4,000円、12,000円及び16,000円のタクシー料金助成券の交付を行っている。詳細は、図表4-5-18のとおりである。

図表4-5-18 タクシー料金助成の概要

所管課	高齢福祉課	障がい福祉課
事業名	ひとり暮らし高齢者等移動費助成	障がい者タクシー料金助成
対象者・助成額	<p>◆対象者</p> <p>市に居住し、住民登録されている65歳以上の人で、介護保険の認定があり、次のいずれかに該当する在宅の人</p> <p>① 単身世帯</p> <p>② 世帯の構成者が次に掲げる人のみである世帯</p> <p>ア 介護保険の認定を受けている人</p> <p>イ 障がい者タクシー料金助成の対象の人</p> <p>ウ 18歳未満の者 (同一敷地内又は隣地において、配偶者・子・同一生計の親族がいる場合は対象外となる。ただし、配偶者・子・同一生計の親族が上記ア～ウに該当する方のみの場合は対象となる。)</p> <p>◆助成額 16,000円</p>	<p>◆対象者及び助成額</p> <p>① 身体障がい者手帳の交付を受けた方</p> <p>1級・2級 16,000円</p> <p>3級 12,000円</p> <p>視覚障がいの4級～6級 4,000円</p> <p>下肢障がい4級 4,000円</p> <p>② 療育手帳の交付を受けた方</p> <p>A 16,000円</p> <p>B 12,000円</p> <p>③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方</p> <p>1級 16,000円</p> <p>2級 12,000円</p>
	(注意) 高齢福祉課からの助成券と障がい福祉課からの助成券の両方で交付の対象となる場合、両方を合わせた交付金額の上限は、年額16,000円となる。	

所管課	高齢福祉課	障がい福祉課
事業名	ひとり暮らし高齢者等移動費助成	障がい者タクシー料金助成
タクシー助成券の形態	16,000円分助成券 【100円券（100円×5枚綴）×32枚】	① 16,000円分助成券 【100円券（100円×5枚綴）×32枚】 ② 12,000円分助成券 【100円券（100円×5枚綴）×24枚】 ③ 4,000円分助成券 【100円券（100円×5枚綴）×8枚】
助成券の色	空色	ピンク色
有効期限	平成30年3月31日	
助成券の取り扱い	1回の乗車に利用できるタクシー助成券の額は、乗車料金の半額（注）が限度。残額は現金で支払う。（100円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額） （注）身体障がい者手帳及び療育手帳の提示により、1割引が適用される場合は、割引後の乗車料金の半額	

（注）下線箇所は、助成券に違いのある箇所である。

（出所：平成29年度豊田市高齢者及び障がい者に対するタクシー料金助成について別紙1）

高齢福祉課が所管する高齢者タクシー料金助成券及び障がい福祉課が所管する障がい者タクシー助成券（16,000円）は、所管課の名称と助成券の色を除いて、同じものである。高齢福祉課は部局発注の随意契約、障がい福祉課は一般競争入札を行い、外部業者が印刷したものを購入しており、購入時の単価及び数量は図表4-5-19のとおりである。

それぞれの課が随意契約及び一般競争入札を行い、結果的に落札したのは同じ業者となっている。しかし、高齢福祉課の方が注文数量が少ないことから、障がい福祉課と比較して単価は22円高くなっている。

図表 4-5-19 購入金額の比較 (単位：円、冊)

所管課	高齢福祉課	障がい福祉課
事業名	ひとり暮らし高齢者等 移動費助成事業	障がい者タクシー料金助成
単価	110 円	88 円
数量	2,200 冊	6,000 冊
金額	242,000 円	528,000 円

タクシー料金助成券の購入について、高齢福祉課及び障がい福祉課にて調整し、一緒に発注することで、印刷数量が増加し、単価の削減が期待できることから、全体の購入金額の削減を図ることが望まれる。

(10) シルバーカー購入費助成事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

足腰の衰えにより歩行に不安がある高齢者の外出支援を目的として、シルバーカー（歩行補助車）の購入費の2分の1（上限額は1万円）を助成している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

シルバーカー購入費助成事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-20のとおりである。

図表 4-5-20 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	3,092	3,326	2,646

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、シルバーカー購入費助成事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-21のとおりである。

図表 4-5-21 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：人)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成者数	目標	400	400	400
	実績	340	274	

(出所：第6期計画)

イ 監査の結果

(ア) シルバーカー購入費助成券への領収書の未添付【意見】

平成28年度にシルバーカーを納品した業者から提出された助成券を閲覧したところ、領収書ではなく、商品の受領書が添付されたものが2件あった。2件とも同じ業者であり、担当者に確認したところ、業者にはいったん領収書を助成券に添付して市に提出し、コピーを取った後、市から原本を受給者に返送する旨を伝えてあったが、誤って受給者に直接渡してしまったため、代わりに受領書を作成し、添付してきたものである。

「豊田市シルバーカー購入費助成事業実施要綱」第8条（費用の請求）によると、助成券には、領収書の添付が必要である旨記載されており、領収書を確認しないと、助成者が業者に確かに金額を支払ったことの証明にはならないため、今後同様の事案が発生した場合は、受給者に依頼して領収書を手に入れることが望まれる。

豊田市シルバーカー購入費助成事業実施要綱

(費用の請求)

第8条 業者は、受給者にシルバーカーを納品した時は、市長にその者の助成券と領収書を添付し、助成券に記載の額を請求できるものとする。

(11) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

ア 事業の概要

(ア) 内容

自宅での生活に不安があり家族の援助を受けられない高齢者に対して、入浴や食事等のサービスを提供し自立した生活を支援する施設である。市内にはケアハウスが2箇所整備されている。施設の入居者数については、ともに空室待ちを抱えており、常に定員を満たしている状況である。

[ケアハウス設置状況]

- ・ケアハウス豊田 野見山町5-80-1 定員50人

- ・ケアハウスみなみ 永覚新町5-194 定員50人

(イ) 過去3年間の事業費の推移

軽費老人ホーム（ケアハウス）に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-22のとおりである。

図表4-5-22 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	55,182	55,412	56,287

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(12) 養護老人ホーム

ア 事業の概要

(ア) 内容

生活環境上の理由及び経済的理由により、自宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を図ることを目的とした施設である。施設入所に当たっては、入所判定委員会での審査を経て決定する。

〔養護老人ホーム設置状況〕

- ・若草苑 若草町2-16-2 定員50人

(イ) 過去3年間の事業費の推移

養護老人ホーム（若草苑修繕費）に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-23のとおりである。

図表4-5-23 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	3,470	5,010	5,696

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 施設の老朽化の状況

昭和55年4月に建設された若草苑は、施設の老朽化が進むとともに、利用者の高齢化及び身体機能低下に伴い、利用者の処遇に支障をきたす可能性がある。

施設管理事業者から、「施設整備等要望書」が提出されており、そのうち、特に優先度の高い上位5件は、図表4-5-24のとおりである。

図表4-5-24 養護老人ホーム若草苑施設整備等要望（上位5件）

優先順位	整備内容	金額 (千円)	要望理由
1	空調熱源更新	15,660	屋上温水器からボイラー室に温められたお湯を変換する装置が壊れており、冷房・暖房の切替えができず、利用者の生活の管理ができない。
2	ナースコールの改修及びコードレス電話機の設置	6,696	部屋の入り口の高いところに設置してあるため、動けないとき、押すことができない（写真1）。またベルが鳴るだけで通話することができないため、緊急時、職員の動きが二度手間となってしまう（写真2）。 職員数も少ないので、職員が事務所にいられることも少なく、外線やナースコールが取れないこともあり、苦情となることがある。外線及びナースコールも取れる一体型のコードレス受話器が希望。
3	居室南側及び東側の整地並びに雨天干し場の避難用通路整備	2,000	足腰の不自由な利用者が多くなり、要支援要介護の判定を持っている利用者が24名いる。災害が起きたとき、職員数も少ないため、利用者自身で避難してもらわなければならないが、避難口は段差があり避難は困難である（写真3）。洗面所からの避難口は車いすの幅の方が広くて通ることができない（写真4）。居室前の土地がでこぼこしているし、マンホールの高さがバラバラで歩くことさえもできないため、2次災害につながる（写真5）。

優先 順位	整備内容	金額 (千円)	要望理由
4	居室の和室床 修繕	1,231.2	入口の段差でつまずき転倒が多く（写真6）、現在ベッド利用者5名であるが、ほとんどの方がベッド利用を希望している。利用者のADL（注）に基づき、布団を敷く行為が困難な利用者の人数及び定員（50人）を考慮して、3人部屋の3箇所をバリアフリーにしてもらいたい（写真7）。
5	駐車場外灯設置	432	駐車場には1台も外灯がなく、10月に入ると17時30分でも暗くなり、若草苑の南の道で、ちかん騒ぎも起きている（写真8及び9）。

（注）ADLとは、日常生活動作（Activities of Daily Living）の略であり、介護を受ける人が、「どれだけ他者の力を借りずに独立して生活できるか」を示す指標である。

写真1 2 ナースコールの改修及びコードレス電話機の設置①



写真2 2 ナースコールの改修及びコードレス電話機の設置②



写真3 3 居室南側及び東側の整地並びに雨天干場の避難用通路の整備①



写真4 3 居室南側及び東側の整地並びに雨天干場の避難用通路の整備②



写真5 3 居室南側及び東側の整地並びに雨天干場の避難用通路の整備③

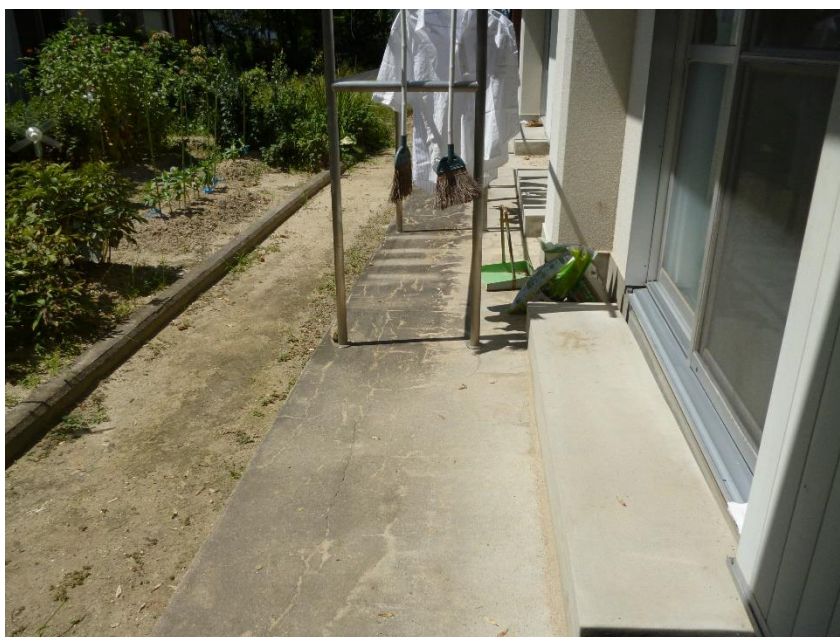


写真6 4 居室の和室床修繕①（修繕前）



写真7 4 居室の和室床修繕②（修繕後）



写真8 5 駐車場外灯設置①



写真9 5 駐車場外灯設置②



イ 監査の結果

(ア) 若草苑の老朽化への対応【意見】

現地視察の際、主に「施設整備等要望書」に記載された部分を中心に施設の管理状況について視察を行った。その結果、施設の老朽化に対する対応が求められる事項（主に図表4-5-24に記載されている事項）が見受けられた。また、それ以外にも、電圧の関係で、食堂の洗面台の水の出が悪くなるというトラブルが発生していた。

このように、施設の老朽化等に伴い、施設整備について、対応が求められる事項が多く存在しているが、予算の都合上、全ての整備を実施することは困難な状況である。

例えば、居室南側及び東側の整地並びに雨天干し場の避難用通路整備等、入居者の生命にかかわるような施設の不備につき、危険の度合いにより生命やケガ防止のため追加で予算対応することができるように検討することが望まれる。

写真10 食堂の洗面台のトラブル



(13) シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者が自立して安心かつ快適な生活が送れるよう、居住環境及び生活支援の両面にわたり配慮された住宅を供給している。県営及び市営住宅の一部をシルバーハウジングの仕様（手すりの設置、床段差の解消、緊急通報ボタンの設置等）に整備し、生活援助員による安否確認、生活相談、緊急時の対応等を行っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

シルバーハウジングに関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-25のとおりである。

図表4-5-25 過去3年間の事業費の推移（単位：千円）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	20,324	21,026	23,416

（出所：高齢福祉課作成資料）

(ウ) 平成28年度末時点の実績

シルバーハウジングに関する平成28年度末時点の実績は図表4-5-26のとおりである。

図表4-5-26 平成28年度末時点の実績（単位：戸）

住宅名	設置者	開設戸数
県営渋谷住宅	愛知県	20
県営宮口上住宅	愛知県	18
県営手呂住宅	愛知県	15
県営初吹住宅	愛知県	6
市営東山住宅	豊田市	12
市営市木町住宅	豊田市	8
市営美和住宅	豊田市	22

（出所：保健福祉レポート2017）

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(14) 介護予防対象者の把握

ア 事業の概要

(ア) 内容

要介護状態になる可能性が高いと思われる人を把握し、早期に介護予防に取り組めるよう基本チェックリスト（注）の実施や、地域包括支援センターによる実態把握等により、介護予防が必要な人の把握に努めている。

（注）基本チェックリストとは、日常生活で必要となる機能の確認を25項目のチェック項目で行う国が定めた調査の方式である。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

介護予防対象者の把握に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-27のとおりである。平成28年度事業費が減少しているのは、法令等の改正に伴う事業の見直しにより、業務の一部が不要となったためである。

図表4-5-27 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	16,376	15,403	9,972

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(15) はつらっクラブ

ア 事業の概要

(ア) 内容

運動機能、栄養及び口腔機能の改善を図ることによる全身機能の維持及び改善を目的として、介護予防教室を実施している。「はつらっクラブ」は、認知機能低下、うつ等を予防する支援が必要と考えられる高齢者を対象に、自宅から通える範囲の交流館や区民会館等において、認知症予防、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等を目的とした活動を実施するもので、専任指導員を配置している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

はつらっクラブに関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-28のとおりである。

図表 4-5-28 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	97,787	96,416	96,757

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、はつらつクラブに関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-29のとおりである。

図表 4-5-29 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：人)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	目標	1,140	1,170	1,220
	実績	1,147	1,235	

(出所：第6期計画、高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(16) 老人福祉センター等

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションのための場として、次の施設が設置されている。

各施設の老朽化が進んでおり、今後も施設の維持管理を含めた適切な管理運営を行っている。

① 老人福祉センター

地域の特性や施設の特徴に応じて施設の規模や構成は異なるが、市内に3箇所整備されている。

[老人福祉センター設置状況]

- ・ 豊寿園 渡刈町5-200
- ・ 百年草 足助町東貝戸10
- ・ ぬくもりの里 池島町尾ヶ平22

② 高齢者温泉休養施設

高齢者温泉休養施設寿楽荘（平畑町東田722）は、高齢者だけでなく一般の人も利用できる温泉付宿泊施設である。

（イ）過去3年間の事業費の推移

老人福祉センター等に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-30のとおりである。

なお、事業費が年々増加傾向にあるのは、光熱水費の単価の上昇によるものである。

図表4-5-30 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	211,463	236,947	246,717

(出所：高齢福祉課作成資料)

（ウ）過去3年間の実績

老人福祉センターに関する過去3年間の利用者数は図表4-5-31のとおりである。

図表4-5-31 過去3年間の利用者数 (単位：人)

施設	平成26年度	平成27年度	平成28年度
豊寿園	139,003	137,159	136,080
百年草	4,338	5,130	4,970
ぬくもりの里	11,887	12,480	13,010
寿楽荘（宿泊）	6,149	5,318	4,954
寿楽荘（休憩）	11,977	9,662	9,974

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

（17）敬老金贈呈事業

ア 事業の概要

（ア）内容

長年にわたる社会貢献への感謝と、その長寿を祝うことで、高齢者の活力向上を図る敬老金贈呈事業を行っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

敬老金贈呈事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-32のとおりである。

図表4-5-32 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	34,592	37,360	39,188

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 敬老金贈呈事業の在り方の検討の推進【意見】

市では、昭和33年度から敬老祝金の贈呈を開始し、平成12年度から、図表4-5-33の基準にて贈呈を行っている。しかし、「近年の高齢者人口の増加により、対象者は年々増加し、財政負担の増加が課題となっている。また、平均寿命の長寿化により、現在の贈呈基準では、「長寿を祝い、感謝の意を表する」という本来の意義が希薄化している。(敬老金贈呈事業の見直しについて)」とし、第6期計画において、事業の見直しの検討を記載し、検討を行っており、平成33年度を目標に結論を出す予定である。

図表4-5-33 現制度における贈呈対象者及び贈呈金品

対象者	贈呈金額	贈呈品	贈呈方法
満80歳・満85歳	5,000円	お祝い手紙(市) お茶(社会福祉協議会)	民生委員訪問
満90歳・満95歳	10,000円	(注)条件によりタオル	
満99歳	—	祝辞、記念品(市)	市職員訪問
満100歳以上	30,000円	お茶(社会福祉協議会)	

(出所：平成28年度敬老金品贈呈について)

たとえば愛知県内の他市(名古屋市、豊橋市及び岡崎市)は、88歳(米寿)と100歳以上という、日本古来の節目を意識した基準となっており、これらと比較して、豊田市は特に手厚い基準となっている。

市では、敬老金贈呈企業の見直しが進められているが、引き続き、贈呈基準の見直しや代替策の実施も含め、事業の在り方についての検討が望まれる。

(18) 介護支援専門員、介護サービス担当者等資質向上研修

ア 事業の概要

(ア) 内容

自立支援につながるケアマネジメント実施を目的とした介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修及び居宅サービスの質の向上を目的とした介護サービス担当者等の研修を行っている。介護支援専門員の研修では、事例対応や他分野の役立つ情報を提供している。介護サービス担当者等資質向上研修では、介護の知識及び技術の向上に役立つ情報を提供している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

介護支援専門員、介護サービス担当者等資質向上研修に関する過去3年間の事業費の推移は「(27) 地域包括支援センターの増設と円滑な運営」に関する事業費に含まれている。

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、介護支援専門員、介護サービス担当者等資質向上研修に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-34のとおりである。

図表4-5-34 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：回、人)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護支援専門員資質向上 研修開催回数	目標	5	5	5
	実績	45	48	
介護支援専門員資質向上 研修延べ参加者数	目標	100	100	100
	実績	423	535	
介護サービス担当者等資質 向上研修開催回数	目標	16	16	16
	実績	13	10	
介護サービス担当者等資質 向上研修延べ参加者数	目標	370	370	370
	実績	296	234	

(出所：第6期計画、高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 第6期計画における評価指標目標値の見直し【意見】

介護支援専門員、介護サービス担当者等資質向上研修に関する第6期計画の評価指標目標及び平成28年度までの達成状況を確認したところ、介護支援専門員資質向上研修の開催回数及び延べ参加者数の実績は、目標を大幅に上回っていた。一方、介護サービス担当者等資質向上研修の開催回数及び延べ参加者数の実績は、目標を下回っていた。

高齢福祉課の担当者に理由を確認したところ、介護支援専門員資質向上研修の開催回数及び延べ参加者数は、地域包括支援センター事業評価制度の導入により、各包括支援センターが数値目標を上げて実施したためであり、また、介護サービス担当者等資質向上研修の開催回数と延べ参加者数は、研修回数や延べ参加者見込を精査し、適正な回数で実施したためであるとのことであった。

したがって、第6期計画の評価指標目標値の見直しが望まれる。

(19) お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者の不安や孤独感の解消及び見守りを目的に、養成した傾聴ボランティア（お元気ですかボランティア）が、ひとり暮らし高齢者等の自宅に訪問して、傾聴と安否確認を行っている。また、訪問時に気になることがあれば、民生委員や地域包括支援センターにつなげ必要な支援を行っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-35のとおりである。

図表4-5-35 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	1,407	1,537	1,601

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-36のとおりである。

図表 4-5-36 評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況

(単位：回、人)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	目標	170	200	230
	実績	129	164	
訪問回数	目標	2,400	2,520	2,640
	実績	969	995	

(出所：第 6 期計画、高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 第 6 期計画における評価指標目標値の見直し【意見】

お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問に関する第 6 期計画の評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況を確認したところ、お元気ですかボランティアの登録者数の実績は、目標を下回るものの増加傾向にあったが、訪問回数の実績は目標を大幅に下回っていた。

お元気ですかボランティア訪問回数について、高齢福祉課の担当者に理由を確認したところ、利用申請者数が少なかったこと、及び目標設定時に利用者 1 人当たり月 2 回の訪問を見込んでいたところ、実際には、利用者から月 1 回の訪問を希望されたことによるとのことであった。

したがって、第 6 期計画の評価指標目標値の見直しが望まれる。

(20) 福祉電話訪問事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

ひとり暮らし高齢者等登録者のうち、要介護認定を受けている人を対象に、週 1 回の電話訪問を実施している。また、電話訪問を受ける人のうち、電話回線を所有していない市民税非課税の人には、市が保有する電話回線を貸与し基本料金相当額を補助している。

(イ) 過去 3 年間の事業費の推移

福祉電話訪問事業に関する過去 3 年間の事業費の推移は図表 4-5-37 のとおりである。

図表 4-5-37 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	3,564	3,712	3,244

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

福祉電話訪問事業に関する過去3年間の実績は図表 4-5-38 のとおりである。

図表 4-5-38 過去3年間の実績 (単位：人)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実利用者数 (高齢者のみ)	68	54	44

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(21) 緊急通報システム設置事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、ひとり暮らし高齢者等登録者のうち、要介護認定を受けており、市が定める特定疾病がある人を対象として、自宅へ緊急通報システムを設置し、消防署への連絡体制を確保している。また、月1回の電話訪問の実施や、緊急時に近隣住民の協力が得られるよう、事前に「協力者」の登録を依頼している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

緊急通報システム設置事業に関する過去3年間の事業費の推移は「(20) 福祉電話訪問事業」に関する事業費に含まれている。

(ウ) 過去3年間の実績

緊急通報システム設置事業に関する過去3年間の実績は図表 4-5-39 のとおりである。

図表 4-5-39 過去 3 年間の実績

(単位：人)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実利用者数 (高齢者のみ)	159	139	121

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(22) 元気高齢者による生活支援、見守り活動等の促進

ア 事業の概要

(ア) 内容

元気高齢者を中心に社会参加を促すことを目的として、お元気ですかボランティア事業や地域で実施されている生活支援、見守り活動の事例紹介等の啓発を行っている。

地域で活動するボランティア団体等と共働で啓発内容の充実を図り、元気高齢者が生活支援、見守り活動等の担い手として活動デビューできるよう支援を行っている。

なお、当事業に関して、平成 28 年度から取り組んでいる「生活支援担い手養成研修」の受講者数は 12 名である。

(イ) 過去 3 年間の事業費の推移

元気高齢者による生活支援、見守り活動等の促進に関する過去 3 年間の事業費の推移は「(27) 地域包括支援センターの増設と円滑な運営」等に関する事業費に含まれている。

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(23) 介護予防及び生活支援サービスの充実

ア 事業の概要

(ア) 内容

住み慣れた地域での生活を継続するには、なるべく要介護状態にならないよう介護予防に取り組み、さらに生活支援の担い手をいかに確保していくかが重要な課題となっている。そこで、介護予防及び生活支援サービスの充実として、次の取組を実施している。

取組	取組内容
協議体及び生活支援コーディネーターの設置	住民主体、事業者、NPO等といった地域の多様な担い手により、介護予防及び生活支援を提供する仕組みをつくるため、既存の取組の整理や、新規の取組の発掘を行う協議体及び生活支援コーディネーターを設置している。市はその取組の支援や、多様なサービスの基準及び単価の設定等の体制づくりを行っている。
住民主体の取組の充実及び強化	高齢者が地域の社会的な活動に参加することは、高齢者自身の生きがいや、介護予防や閉じこもり防止につながる。こうした高齢者の活動の場を作っていくため幅広い社会参加の機会を促進している。 あわせて、介護予防活動が地域に展開していくよう、住民主体で運営している交流サロンや自主サークル等で活躍できるリーダーの育成や、その活動に対する支援策を検討している。
多様なサービスの導入の検討	従来の訪問介護に加え、基準を緩和したサービスを創設することで、多様な担い手による参入を促し、より多くのニーズに対応している。こうしたサービスの創設を進め、多様なサービス類型に応じた基準について検討している。 具体的には、下記2種類のサービスを創設した。 ①生活支援（洗濯、掃除など）を行う生活支援訪問サービス ②軽体操やレクリエーションを行う生活支援通所サービス

(出所：第6期計画から監査人が加工)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

介護予防及び生活支援サービスの充実に関する過去3年間の事業費の推移は「(27) 地域包括支援センターの増設と円滑な運営」等に関する事業費に含まれている。

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(24) ささえあいネット

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目的として、高齢者に対する日頃の見守り、徘徊時等の捜索、虐待等の課題の早期発見のため、地域に密着したネットワーク「ささえあいネット」を構築しており、次の取組を実施している。

取組	取組内容
高齢者見守り ほっとライン	地域の商店や医療機関等を関係協力機関として登録し、高齢者の異変に気づいたら地域包括支援センターや高齢福祉課に通報してもらう体制を構築している。 また、登録機関が継続した見守りの意識を維持できるよう「ささえあいネット会議」を開催し、関係機関との連携づくりを行っている。
徘徊見守り SOS ネットワーク	○事前登録制度 徘徊する可能性のある高齢者の情報を事前に登録し、地域包括支援センターや民生委員と情報を共有している。 ○見守り安心マーク 徘徊する可能性のある高齢者を対象に、氏名や連絡先を記して衣類につけるマークを配布している。 ○情報配信システム（かえるメールとよた） 徘徊高齢者の捜索に協力してくれる個人及び機関を登録し、徘徊高齢者の行方不明情報を一斉配信することで、地域での早期発見に役立てている。 ○徘徊高齢者捜索模擬訓練 徘徊高齢者の行方不明時に早期発見及び対応が行えるように、自治区等とともに徘徊をする認知症高齢者の捜索の模擬訓練を実施している。

(出所：第6期計画から監査人が加工)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

高齢者見守りほっとラインに関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-40のとおりである。

図表 4-5-40 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	173	203	203

(出所：高齢福祉課作成資料)

また、徘徊見守りSOSネットワークに関する過去3年間の事業費の推移は図表 4-5-41 のとおりである。

図表 4-5-41 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	207	488	488

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、ささえあいネットに関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表 4-5-42 のとおりである。

図表 4-5-42 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：件、人、回)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者見守りほっと ライン協力機関数	目標	2,000	2,150	2,300
	実績	1,911	2,017	
事前登録制度 登録者数	目標	150	170	190
	実績	166	193	
見守り安心マーク 利用者数	目標	50	55	60
	実績	59	62	
情報配信システム 登録者数	目標	700	1,000	1,300
	実績	635	918	
徘徊高齢者搜索 模擬訓練実施回数	目標	15	20	25
	実績	15	12	

(出所：第6期計画、高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(25) 地域ケア会議等の実施

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者の住み慣れた地域での生活を、専門職及び関係機関並びに地域支援者が連携して支援するため、次の会議を開催している。

会議	内容
単位 地域ケア会議	地域包括支援センターごとに単位地域ケア会議を開催し、地域包括支援センターを中心として、医療機関、自治区、民生委員、介護サービス事業者、地域住民等が集まり、個別困難事例等の検討を行っている。
ブロック 地域ケア会議	単位地域ケア会議での個別支援を通して抽出された地域課題を、日常生活圏域を基本とした5つのブロック地域ケア会議で検討し、関係機関のネットワーク強化につなげている。
高齢者支援 ネットワーク 会議	高齢者を取り巻く課題に対し、地域を中心とした高齢者及びその家族への総合的な支援体制の構築を目指し、医師会、弁護士、事業者、行政等が参加する会議を開催し、関係機関同士の情報共有や市への施策提言等を行っている。

(出所：第6期計画から監査人が加工)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

地域ケア会議等の実施に関する過去3年間の事業費の推移は「(27) 地域包括支援センターの増設と円滑な運営」に関する事業費に含まれている。

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、地域ケア会議等の実施に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-43のとおりである。

図表4-5-43 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：回)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
単位地域ケア会議 実施回数	目標	65	70	70
	実績	72	73	

(出所：第6期計画、高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(26) 基幹型地域包括支援センターの機能強化

ア 事業の概要

(ア) 内容

基幹型地域包括支援センターは、地域包括支援センターを後方支援していく機関として、全体調整、業務の円滑な実施支援、処遇困難ケース対応及び介護支援専門員、介護サービス担当者等資質向上研修を行っている。地域包括支援センターの事業評価に基づいた強化策に対応するために、基幹型地域包括支援センターの機能強化の検討を進めている。

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(27) 地域包括支援センターの増設と円滑な運営

ア 事業の概要

(ア) 内容

地域包括支援センターの具体的な事業内容は、次のとおりである。

事業	事業内容
総合相談・支援事業	担当地区の高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、様々な相談に対し、適切な機関、制度及び必要なサービスにつないでいる。また、その後の状況においても継続してフォローアップをすることで、高齢者が地域において、安心して暮らし続けるための支援を行っている。
権利擁護事業	地域生活で困難を抱えた高齢者を成年後見制度等の権利擁護を目的としたサービス及び制度につなぐことにより、高齢者の虐待防止及び権利擁護を図っている。また、関係機関相互のネットワークの形成や高齢者虐待の防止を目的とした「高齢者支援ネットワーク会議」で困難事例の報告、協議及び情報交換を行っている。

事業	事業内容
包括的・継続的 ケアマネジメント 支援事業	高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、利用者一人ひとりの状態に応じて、関係する介護支援専門員、主治医、地域の関係機関、施設等、多職種との連携協力により、包括的かつ継続的に支援することが必要である。そのための関係者との連携協力体制の構築を行っている。
介護予防事業 に関する ケアマネジメント 事業	要支援、要介護状態等に陥る可能性が高いと思われる対象者を把握して介護予防事業へつなぎ、未受講者に対しては生活状況を確認した上で必要な対象者に参加を呼びかけている。
指定介護予防 支援事業 (要支援者の予防 給付のケアマネジ メント)	担当地区における介護保険の認定者のうち、要支援1及び要支援2の人に対して心身の状態により、必要な介護予防のサービスを利用するための計画を作成し支援している。

(出所：第6期計画から監査人が加工)

平成29年3月31日現在の地域包括支援センター設置状況は図表4-5-44のとおりである。

図表4-5-44 地域包括支援センター設置状況

番号	センター名	担当地区	所在地 電話番号
1	ひまわり邸地域包括支援センター	崇化館	豊田市栄生町5-20 (特別養護老人ホームひまわり邸内) 0565-33-0801
2	豊田地域ケア支援センター	梅坪台	豊田市西山町3-30-1 (豊田地域医療センター内) 0565-34-3209
3	社協包括支援センター	朝日丘	豊田市錦町1-1-1 (豊田市福祉センター内) 0565-32-4342
4	ほっとかん地域包括支援センター	逢妻	豊田市本新町7-48-6 (有料老人ホーム豊田ほっとかん内) 0565-36-3006

番号	センター名	担当地区	所在地 電話番号
5	トヨタ地域包括支援センター	豊南	豊田市平和町1-1 (老人保健施設ジョイステイ内) 0565-24-0623
6	地域包括支援センターくらがいけ	高橋	豊田市岩滝町高入40-1 (特別養護老人ホームくらがいけ内) 0565-80-1244
7	地域包括支援センターとよた苑	美里 益富	豊田市野見山町5-80-1 (特別養護老人ホームとよた苑内) 0565-87-3700
8	地域包括支援センターかずえの郷	上郷	豊田市和会町東郷148 (老人保健施設かずえの郷内) 0565-21-6725
9	ひまわりの街地域包括支援センター	竜神	豊田市本町本竜48 (特別養護老人ホームひまわりの街内) 0565-47-8158
10	みなみ福寿園地域包括支援センター	末野原	豊田市永覚新町5-194 (特別養護老人ホームみなみ福寿園内) 0565-24-5000
11	わかばやし園地域包括支援センター	高岡	豊田市若林西町北山76 (特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内) 0565-51-1255
12	つつみ園地域包括支援センター	前林	豊田市堤町堤18-1 (特別養護老人ホーム豊田つつみ園内) 0565-51-5206
13	みのり園地域包括支援センター	若園	豊田市中根町男松79 (特別養護老人ホーム豊田みのり園内) 0565-53-6361
14	こささの里地域包括支援センター	猿投台	豊田市越戸町上西小笹116 (特別養護老人ホームこささの里内) 0565-46-9677
15	豊田福寿園地域包括支援センター	井郷	豊田市高町東山7-46 (特別養護老人ホーム豊田福寿園内) 0565-45-5357

番号	センター名	担当地区	所在地 電話番号
16	石野の里地域包括支援センター	石野	豊田市東広瀬町神田26-1 (特別養護老人ホーム石野の里内) 0565-78-6711
17	豊田厚生地域包括支援センター	猿投 浄水	豊田市浄水町伊保原500-1 (豊田厚生病院内) 0565-43-5022
18	地域包括支援センター保見の里	保見	豊田市保見町南山109-1 (特別養護老人ホーム保見の里内) 0565-48-3004
19	笑いの家地域包括支援センター	松平	豊田市滝脇町杉長入23 (特別養護老人ホーム笑いの家内) 0565-58-5152
20	ふじのさと包括支援センター	藤岡 藤岡南	豊田市藤岡飯野町坂口1207-2 (藤岡福祉センターふじのさと内) 0565-76-5294
21	ふくしの里包括支援センター	小原	豊田市沢田町梅ノ木574 (小原福祉センターふくしの里内) 0565-65-1600
22	足助地域包括支援センター	足助	豊田市岩神町仲田20 (足助病院内) 0565-62-0683
23	まどいの丘包括支援センター	下山	豊田市神殿町中切7-2 (下山保健福祉センターまどいの丘内) 0565-90-4335
24	ぬくもりの里包括支援センター	旭	豊田市池島町屋ヶ平22 (老人福祉センターぬくもりの里内) 0565-68-2338
25	いなぶ包括支援センター	稲武	豊田市桑原町中村5 (稲武福祉センター内) 0565-82-2530
26	豊田市基幹包括支援センター	(注)	豊田市西山町3-30-1 (豊田地域医療センター内) 0565-63-5279

(注) 地域包括支援センター25箇所の統括及び支援を「豊田市基幹包括支援

センター」が担当している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

地域包括支援センターの増設と円滑な運営に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-45のとおりである。

図表4-5-45 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	533,207	550,856	613,355

(出所：高齢福祉課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、地域包括支援センターの増設と円滑な運営に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-46のとおりである。

なお、平成29年度目標については、平成31年度に達成見込みである。

図表4-5-46 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：箇所)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域包括支援センター 設置数	目標	25	27	28
	実績	25	25	

(注) 基幹型を除く設置数である。

(出所：第6期計画、高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(28) 認知症ブロック研修会

ア 事業の概要

(ア) 内容

医療、福祉及び保健関係者の相互の連携強化と資質向上を図るため、市内5ブロックに分けて研修会を実施している。専門知識を学び、各専門職の協力体制を強化し、認知症高齢者やその家族の支援体制を構築している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

認知症ブロック研修会に関する過去3年間の事業費の推移は「(5) 認知症介護家族会」に関する事業費に含まれている。

(ウ) 過去3年間の実績

認知症ブロック研修会に関する過去3年間の実績は図表4-5-47のとおりである。

図表4-5-47 過去3年間の実績 (単位：人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加者数	200	343	466

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(29) 認知症に対する早期対応の推進

ア 事業の概要

(ア) 内容

認知症施策を、症状が重くなってからの対応ではなく、早期対応を強化し、発症した初期段階で集中的に支援する体制の構築を進めている。また、症状の進行に応じたケアを提供できるよう、サービスの提供体制の構築や関係機関の連携を進めている。

認知症に対する早期対応の推進は、具体的に次の取組を行っている。

取組	取組内容
認知症ケアパスの作成及び普及	認知症と疑われる症状が発生した場合に、認知症の症状の進行に応じてどのような医療や介護サービスを受ければよいか、本人や家族が理解できるよう、ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を作成している。 作成に当たっては、既に豊田加茂医師会が作成している「ひまわりノート」をベースに、介護サービスや社会資源等の情報を加え、市民および関係機関へ配布している。

取組	取組内容
認知症初期集中支援チームの設置	認知症が疑われる人及び認知症の人並びにその家族に早期に関わる「支援チーム」を設置する。「支援チーム」は、自宅を訪問する等して、認知症の専門医による診断等を踏まえ、心身の状況や生活の様子等を評価した上で、認知症の症状や対応に関する説明及び助言といった自立支援のサポートを行っている。 実施に当たっては、国が定める研修の受講や、専門医療機関等との協議を通して、実施体制の整備を進めている。
認知症地域支援推進員の設置	地域の実情に応じた医療機関及び介護サービス事業所並びに地域の支援機関内の連携支援、認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行うため、認知症地域支援推進員を設置している。 設置により、認知症の確定診断、専門的な医療が必要な高齢者を専門機関へつなぐ体制の構築、認知症の人が生活するうえで必要となる支援等について、きめ細かな情報提供を行うことが可能となるため、効果の検証を行いながら、本格的な実施に向けて検討を進めている。

(出所：第6期計画から監査人が加工)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

認知症ケアパスの作成及び普及に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-5-48のとおりである。

図表4-5-48 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	1,149	1,070	1,496

(出所：高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(30) 認知症普及啓発事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

市民や介護する家族を対象に、認知症予防の必要性や対応についての理解を促し、認知症の早期発見及び早期対応につなげることを目的として講演会や寸劇を開催している。

また、認知症の早期発見や相談先を紹介するためのパンフレットを配布し、早期対応につながるよう取り組んでいる。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

認知症普及啓発事業に関する過去3年間の事業費の推移は「(29) 認知症ケアパスの作成及び普及」に関する事業費に含まれている。

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、認知症普及啓発事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-49のとおりである。

図表4-5-49 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：人)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
講演会参加者数	目標	350	350	350
	実績	323	435	

(出所：第6期計画、高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(31) 認知症サポーター養成事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り応援する認知症サポーターを養成している。講座では、認知症の症状、予防、治療及び対応方法を学んでいる。

認知症サポーターをさらに養成し、地域で見守る体制を拡充していく。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

認知症普及啓発事業に関する過去3年間の事業費の推移は「(29) 認知症ケアパスの作成及び普及」に関する事業費に含まれている。

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、認知症サポーター養成事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-5-50のとおりである。

図表4-5-50 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：回)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター 養成講座開催回数	目標	100	100	100
	実績	111	104	

(出所：第6期計画、高齢福祉課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

6 福祉部 介護保険課

(1) 日常生活衛生管理支援事業 寝具クリーニング等サービス

ア 事業の概要

(ア) 内容

ひとり暮らし高齢者等で衛生管理が困難な人を対象に、寝具のクリーニング及び寝具貸与のサービスを実施している。

ケアマネジャーや地域包括支援センターとの連携、各種通知等のPRを通じて、サービスの周知を図っている。

なお、各月に利用券（上限額5,000円）を1枚給付しており、利用者は利用額の1割を自己負担する必要がある。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

寝具クリーニング等サービスに関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-1のとおりである。

図表4-6-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	979	1,122	1,205

(出所：介護保険課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

寝具クリーニング等サービスに関する過去3年間の実績は図表4-6-2のとおりである。

図表4-6-2 過去3年間の実績 (単位：枚)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用枚数	277	302	327

(出所：保健福祉レポート2017)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) すこやか住宅リフォーム助成事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

市では、すこやか住宅リフォーム助成事業として、介護保険の対象となる「住宅改修費の支給」を補完する助成事業を実施している。当事業では、介護保険の対象外となっている洗面台の取替え、居室に隣接したトイレ、浴室の設置、通路の確保等も給付対象としており、支給上限額は一世帯につき40万円となっている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

すこやか住宅リフォーム助成事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-3のとおりである。

図表4-6-3 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	108,634	123,339	109,426

(出所：介護保険課作成資料)

(ウ) 直近3年間の申請件数の推移

直近3年間の申請件数の推移は、図表4-6-4のとおりである。

平成27年8月の制度改正で介護保険の負担割合を変更した影響により、制度改正直前の平成27年度前半に申請が集中した。これにより図表4-6-3の事業費、図表4-6-4の申請件数ともに増加している。

図表4-6-4 直近3年間の申請件数の推移 (単位：件)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
申請件数	517	558	514

(出所：介護保険課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) すこやか住宅リフォーム助成事業対象の見直し【意見】

平成28年度にすこやか住宅リフォーム助成事業の対象となった申請書をサンプルで閲覧したところ、リフォーム工事総額が給付上限額をはるかに超えるリフォームを行うケースが複数発見された。現在の要件では、給付額に上限はあるものの、工事総額に上限はないため、すこやか住宅リフォーム助成事業の対象として、助成金を給付していること自体は問題ではない。

しかし、例えば介護保険と合わせて給付の上限額が58万円のところ、リフォーム総額が400万円超であり、自己負担として340万円超を支払うほど経済力がある世帯に対して、介護保険制度の枠を超えて市独自の助成の対象とすべきかどうかは検討の余地があるといえる。例えば申請時に世帯所得や資産額で制限を設けるなど、本来給付を必要とする住民に対する助成制度となるように再度検討されることが望まれる。

(3) ショートステイ空き情報の提供

ア 事業の概要

(ア) 内容

ショートステイ（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）の円滑な利用を支援することを目的として、利用者及びケアマネジャーに向けて、ショートステイ事業所の空き情報を市のホームページに掲載し、定期的に更新している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

ショートステイ空き情報の提供に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-5のとおりである。

図表4-6-5 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	194	194	194

(出所：介護保険課作成資料)

(ウ) 直近3年間のアクセス件数の推移

直近3年間のアクセス件数の推移は、図表4-6-6のとおりである。

図表4-6-6 直近3年間のアクセス件数の推移 (単位：件)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
アクセス件数	4,444	1,293	4,250

(出所：介護保険課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) ショートステイ空き情報の適時開示【意見】

市のホームページで確認したところ、当月分の空き情報が公開されている事業所もあれば、前月の空き情報が公開されている事業所もあった。これについて担当者に確認したところ、事業所から空き情報がFAXにて送られてきたものにつ

いて公表しており、市としては施設長会議で必要性について説明を行いつつ、提出状況が遅延している事業所については個別に提出を促している状況である。なお、市では、現在ホームページの利用状況のアンケートを取るなどして、今後の在り方を模索している途中とのことである。

利用者に空き情報を提供することは、利用者にとっても有用な情報であるとともに、空きがあった場合には、施設側にとっても新しい入居者を早期に確保できる有用なツールとなる。利用者のアンケートの結果を基に今後も引き続き事業の在り方を検討するとともに、継続する場合には、施設側にも有用な情報であることを理解頂き、適時に情報を入手することが望まれる。

(4) 家族リフレッシュショートステイ利用事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

介護する家族の疲れを癒し、介護に対する心身の負担感を軽減することを目的として、介護保険の給付の限度額を超えた分のショートステイ（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）利用に対し、1年に5日を上限として助成を行っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

家族リフレッシュショートステイ利用事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-7のとおりである。

図表4-6-7 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	5,089	3,924	3,584

(出所：介護保険課作成資料)

(ウ) 直近3年間の実利用者数の推移

直近3年間の実利用者数の推移は、図表4-6-8のとおりである。

図表4-6-8 直近3年間の実利用者数の推移 (単位：人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実利用者数	159	150	134

(出所：介護保険課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(5) 有料老人ホームの設置運営への指導

ア 事業の概要

(ア) 内容

有料老人ホームが適切に設置運営されるよう、老人福祉法に基づいて事業者に指導を行っている。指導は、施設の設置前と設置後に行われており、設置後については、2～3年に一度指導を行っている。

(イ) 直近3年間の実地監査（設置後）の件数

直近3年間の全体の対象数と実地監査（設置後）を行った件数は、図表4-6-9のとおりである。

図表4-6-9 過去3年間の監査対象件数及び実地監査件数（単位：件）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象数	14	20	30
実地監査件数	7	2	9

（出所：介護保険課作成資料）

イ 監査の結果

(ア) 有料老人ホーム立入調査資料の事前準備の不徹底【指摘】

指導監査を実施する際に、事前に市のホームページに掲載されている「有料老人ホーム立入調査資料」を印刷し記入してもらい、それを基に現場で指導監査を実施している。平成28年度中に対象とした10施設中2施設について、施設側が「有料老人ホーム立入調査資料」を用意するのを失念していたため、調査の時間の制約もあり、当日有料老人ホームに関する実地監査が実施できなかった。

これを防ぐためにも、「有料老人ホーム立入調査資料」については事前にチェックしてもらうだけでなく、指導監査の前日までには、市へ一度提出してもらうなどの方法を取り、監査を受ける体制が整っているかを事前に確認すべきである。また、今回のように実地調査が実施できなかった場合は、後日改めて該当の施設について立入調査を実施すべきである。

(イ) 有料老人ホーム立入調査資料の様式の見直し【意見】

使用されている「有料老人ホーム立入調査資料」について、各質問項目に「はい、いいえ」を選択する方法となっているが、「該当なし」の欄がないため、該

当ないものがあった場合には空欄となっている。この様式では、空欄の場合、「該当なし」であるのか、記入が漏れているのか分かりづらい。そのため、「はい、いいえ」以外に「該当なし」の項目も追加し、より分かりやすい資料となるように様式の見直しを行うことが望まれる。

(ウ) チェックリストの積極的な利用【意見】

平成28年度に実施した介護施設の指導監査結果を閲覧した結果、市が独自に作成した防災チェックリスト及び衛生チェックリストを任意で用いて監査が実施されていた。実地監査結果において実施したチェックリストが添付されていたが、施設によっては、一部空欄の箇所や白紙のものもあり、使用しているかどうか曖昧な状況であった。

人材不足もあり、タイトな日程の中で全てのチェックリストを使用するのは厳しい状況である場合も考えられるが、担当者間で平準化した監査を実施するためにも積極的なチェックリストの利用が望まれる。

(6) 介護サービスに関する的確な情報提供

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者やその家族を対象に、支援やサービスが必要になった際の利用につながるようにするため、介護保険制度や高齢者施策に関する情報提供を行っている。広報、ガイドブックの発行や、窓口での案内、公民館等の高齢者に身近な場所に行って情報提供を行う高齢者安心おしかけ講座を実施している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

介護サービスに関する的確な情報提供に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-10のとおりである。

図表4-6-10 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	192	192	192

(出所：介護保険課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、介護相談員派遣事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-6-11のとおりである。

図表 4-6-11 計画での評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況
(単位：件、回)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ホームページ アクセス件数	目標	22,000	24,000	26,000
	実績	35,331	30,874	
高齢者安心おしかけ 講座開催回数	目標	54	54	54
	実績	57	28	

(出所：第 6 期計画、介護保険課作成資料)

高齢者安心おしかけ講座については、平成 28 年度に介護保険制度改正の 2 年目に入り、説明に関する開催要望が減少したことにより、目標に対して実績が 50%程度となっている。今後は、回数よりも参加人数が重要であるとして、評価指標の見直しの検討が行われている。

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(7) 介護相談員派遣事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

介護保険サービスの利用者の不安及び不満解消と事業者が提供するサービスの質の向上を目的として、介護相談員を派遣している。派遣先としては、施設及び居住系サービスと通所系サービスであり、利用者及び事業者の話を聞き、相談に応じるとともに、双方の問題解決の援助を行っている。

(イ) 過去 3 年間の事業費の推移

介護相談員派遣事業に関する過去 3 年間の事業費の推移は図表 4-6-12 のとおりである。

図表 4-6-12 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	378	460	524

(出所：介護保険課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況

第 6 期計画における、介護相談員派遣事業に関する評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況は、図表 4-6-13 のとおりである。

図表 4-6-13 評価指標及び平成 28 年度までの達成状況（単位：箇所）

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
派遣事業所	目標	95	100	105
	実績	104	108	

（出所：第 6 期計画、介護保険課作成資料）

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(8) 低所得者等への支援

ア 事業の概要

(ア) 内容

介護保険サービスを利用する低所得者への支援として次の事業を行っている。

事業	事業内容
低所得者 利用支援事業	低所得者への介護保険サービスの利用支援として、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護の利用に対して自己負担額の 2 割を助成している。
受領委任制度	特定福祉用具販売や住宅改修等の介護保険サービスは、本来、利用時に全額負担して後から所得に応じて 8～9 割分が返還されるが、利用限度額の範囲内に限り、1～2 割分の自己負担額で利用できる制度である。
社会福祉法人による 利用者負担軽減事業	特に生計の維持が困難な低所得者の負担を軽減することを目的として、社会福祉法人が介護保険サービスを利用する際の自己負担の軽減（自己負担額の 4 分の 1。ただし高齢福祉年金受給者は 2 分の 1）を行っている。社会福祉法人が減額した額に応じて、その一部を市が社会福祉法人に助成している。
介護保険料の減免	一時的な負担能力の低下又は恒常的に負担能力が乏しい被保険者の負担軽減を目的として、介護保険料の減免を条例の下で実施している。

（出所：第 6 期計画から監査人が加工）

(イ) 過去3年間の事業費の推移

低所得者等への支援に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-14のとおりである。

図表4-6-14 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	1,840	1,750	1,570

(出所：介護保険課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、低所得者等への支援に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-6-15のとおりである。

図表4-6-15 評価指標及び平成28年度までの達成状況 (単位：%)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉用具受領 委任申請割合	目標	96	96	96
	実績	97	98	
住宅改修受領 委託申請割合	目標	50	50	50
	実績	52	56	

(出所：第6期計画、介護保険課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(9) 介護給付の適正化

ア 事業の概要

(ア) 内容

市の介護保険課では、介護給付の適正化を目標に掲げ、様々な事業を行っている。介護給付の適正化に対する各事業の内容は次のとおりである。

事業	事業内容
認定調査事後点検	介護保険課の職員が、嘱託職員である調査員が行った認定調査結果を全件事後チェックし、調査内容の平準化を図っている。また、調査の質向上に向けて、調査員に対して研修も実施している。
認定審査の適正化	市では21ある介護認定審査会について、審査判定の手順や基準が各合議体で共有及び遵守されるための研修を実施し、また各合議体の審査結果を分析及び把握して審査判定の平準化を図っている。
ケアマネジメント等の適正化（ケアプランチェック）	各事業所の介護支援専門員等に対して、利用者の居宅サービス計画等が、その人の心身、家庭環境等を考慮した適切なものとなっているかを確認している。
ケアマネジメント等の適正化（福祉用具実態調査）	特定福祉用具販売の利用者に対して、自宅訪問を行い、使用状況を確認することで、利用者にとって必要なものが提供されているかを確認している。
ケアマネジメント等の適正化（住宅改修実態調査）	住宅改修の利用者宅を訪問し、工事内容が適切に実施されたかを検証している。
医療情報等との突合及び縦覧点検	介護保険給付及び医療保険給付の重複受給の確認並びに介護保険給付内の重複受給及び算定回数が正しいかを確認している。
介護給付費通知	利用者が自己負担額と給付費の確認を行うことを目的として、年3回利用者に対して、介護給付の実績を通知している。
介護サービス事業所への指導	介護サービス事業所への実地指導（訪問による記録の確認等）や講習会を通じて適切なサービスが提供されるように指導している。

（出所：第6期計画から監査人が加工）

介護給付の適正化については、上記のとおりいくつもの事業を行っており、特に認定調査事後点検については、市職員が全件チェックを実施するなど、力を入れて行っている。

（イ）過去3年間の事業費の推移

介護給付の適正化に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-16のとおりである。

図表 4-6-16 過去 3 年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	1,089	1,083	1,083

(出所：介護保険課作成資料)

なお、介護給付の適正化については、(ア) で記載したとおり様々な事業を行っているが、人件費のみ発生の場合や他課と合同のものもあり、ここで記載した事業費は、「福祉用具及び住宅改修の実態調査」に関するものである。

(ウ) 評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況

第 6 期計画における、介護給付の適正化に関する評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況は、図表 4-6-17 のとおりである。

図表 4-6-17 評価指標及び平成 28 年度までの達成状況 (単位：%)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉用具実績 確認割合	目標	15	15	15
	実績	17	17	
住宅改修受領 委託申請割合	目標	15	15	15
	実績	17	17	

(出所：第 6 期計画、介護保険課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 介護申請から認定までの日数の短縮に向けた取組【意見】

申請者から、介護申請が提出されてから認定されるまでの日数について、国では原則として 30 日以内に行うものとされている。しかし、図表 4-6-18 のとおり、豊田市の平成 28 年度の介護申請から認定までの平均日数は 35 日と、30 日を超えている。

担当者にヒアリングしたところ、そもそもの申請数の増加、介護認定審査会前に必要な主治医の診断書の入手に時間がかかること等が理由として挙げられた。

市としては、医師へのこまめな連絡を行うことや、スムーズな介護認定審査会の開催のための事前準備を行うことにより、平均日数短縮に向けた努力をしている。

図表 4-6-18 申請から認定までの平均日数 (単位：日)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
申請から認定までの平均日数	36.89	35.62	36.30

(出所：介護保険課作成資料)

市職員は日数短縮のため、努力しているものの、未だ30日を超える日数であることから、例えば医師会へ診断書の提出に関する協力を要請するなどして、今後も介護申請から認定までの日数の短縮に向けて努力することが望まれる。

(10) 介護職によるたん吸引等の実施

ア 事業の概要

(ア) 事業の内容

市では、たん吸引等が行える介護職員を育成するために、専門知識を有する機関に研修の一部を委託している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

介護職によるたん吸引等の実施に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-19のとおりである。

図表 4-6-19 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	5,813	6,040	5,351

(出所：介護保険課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、介護職によるたん吸引等の実施に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は図表4-6-20のとおりである。

図表 4-6-20 評価指標及び平成28年度までの達成状況 (単位：%)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
研修受講者数	目標	21	21	21
	実績	26	15	

(出所：第6期計画、介護保険課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) たん吸引の研修委託先の選定方法の見直し【意見】

市では、たん吸引の研修について、随意契約で医療施設と契約を行っている。担当者にヒアリングしたところ、専門学校を有している病院であり、指導に慣れていることから随意契約としているとのことであった。契約締結にあたり、先方から見積書が提出され、見積金額を検討したうえで契約を行っているが、専門的な内容であることから、見積金額の合理性を検討するのは困難であると考えられる。

たん吸引については、他の医療機関でも実施可能であり、講習についても他の医療機関にて請け負える可能性も十分にあると考えられる。したがって、随意契約ではなく、入札での契約締結の可能性について検討することが望まれる。

(イ) 研修受講者数の増加に向けた取組【意見】

たん吸引の研修の参加者は、平成27年度に26人、平成28年度に15人と減少している。市としては、事業継続も含めて今後の在り方を検討している最中であるとのことであるが、継続していくなれば、介護に従事する関係者に積極的に研修をアピールし、多くの参加者を集めることが望まれる。

(11) 介護人材の確保

ア 事業の概要

(ア) 事業の内容

今後、高齢化社会は進み、高齢者数は全国的に増加傾向となる。市でも例外ではなく、団塊世代が後期高齢者となる平成37年には、高齢者は約3割増加、介護認定者数は約7割の増加となることが予想されている。これに伴い、必要な介護人材をいかに確保するかが今後の課題である。市では、「介護人材の確保」を重点取組事業とし次の取組を行っている。

取組	取組内容
学内説明会等への参加による学生への業界周知	高校、大学生の学生を中心に、各学校で行われている学内説明会や職業紹介等の機会に参加し、介護業界の仕事についての魅力をPRしている。
豊田市介護職就職フェアの開催	市内の介護事業所の就職イベントを学生や求職者向けに開催し、人材のマッチングを行える場を提供している。

取組	内容
若手介護職員 プロジェクトの実施	介護事業所の若手介護職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、介護職員の魅力について自分たちで考え、学生等に対してPRをするための活動を実施している。

(出所：第6期計画から監査人が加工)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

介護人材の確保に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-6-21のとおりである。

図表4-6-21 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	—	278	645

(出所：介護保険課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

7 福祉部 福祉医療課

(1) 監査の対象とした業務

後期高齢者医療制度の申請書の受付及び保険証の交付に関する事務手続について監査の対象としている。後期高齢者医療制度の被保険者数の推移は図表4-7-1のとおりである。

図表4-7-1 過去3年間の被保険者数の推移 (単位：人)

年度	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
被保険者数	36,839	38,856	40,924

(出所：保健福祉レポート2017)

(2) 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

8 地域振興部 交通安全防犯課

(1) 高齢者の交通安全支援事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者の交通安全支援事業として次の事業を行っている。

事業	事業内容
交通安全学習センター 高齢者講習	交通安全学習センターは交通事故の減少を目指し、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全学習ができる施設である。模擬市街地や体験学習コーナー等を利用して、交通事故の原因となる危険な状況や安全な交通行動を楽しみながら学ぶことができる。交通安全学習センターでは交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者向けの交通安全講習を行っている。また、施設内講習と高齢者交通安全アドバイザー研修会を実施するほか、団体の希望に応じて出張講習や市内の交通事故現場での高齢者交通事故現場移動講習会等を実施している。
高齢者交通安全防犯世帯訪問	高齢者の交通事故の減少と交通安全意識を高めることを目的として、75歳以上（一部70歳）の高齢者が住む世帯を交通安全防犯推進員が訪問し、高齢者とその家族に指導を実施している。

(出所：第6期計画から監査人が加工)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

交通安全学習センター高齢者講習事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-8-1のとおりである。

図表4-8-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	189,503	185,754	185,754

(注)「維持管理及び運営費」の全体金額である。

(出所：交通安全防犯課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、交通安全学習センター高齢者講習事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-8-2のとおりである。

図表4-8-2 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：人、世帯)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
講習会延べ参加者数	目標	4,000	4,000	4,000
	実績	5,158	6,870	
訪問世帯数	目標	10,000	10,000	10,000
	実績	10,766	10,563	

(注) 講習会延べ参加者数(人)は、高齢者向け講習のうち「施設講習+出張講習の合計人数」である。

(出所：第6期計画、交通安全防犯課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 高齢者交通安全防犯世帯訪問委託事業者の個人情報管理の徹底【意見】

高齢者交通安全防犯世帯訪問事業は公益社団法人豊田市シルバー人材センター(注)(以下「豊田市シルバー人材センター」という。)に訪問委託を行っている。豊田市シルバー人材センターは、目標訪問件数1万世帯を地区ごとに分け、交通安全防犯推進員二人一組がその地区を訪問する体制をとり、月次で訪問結果報告が行われている。なお、訪問先は市から貸与されたリストの一部(氏名、年齢及び住所)を、一組ごとに書き写したリストと地図を利用して、各戸訪問を行う。

これについて、平成29年8月に上記書き写したリスト(篠原町在住の75歳以上、67世帯86人分)を紛失した事案が発生し、9月に報道機関発表が行われており、10月から下記再発防止策を実施している。

- ・訪問リストの書き写しは最低限の氏名記載のみとする
- ・訪問終了後に書き写したリストは、利用後に各自シュレッダー処理を行う運用であったが、今後は、豊田市シルバー人材センター事務局が返却の管理簿を作成し、シュレッダー処理も行う
- ・訪問後は訪問チームから、事務局に日次で書き写したリストの有無の電話報告を行う

書き写したリストは各戸訪問に必要なため、個人保管は継続することになる

が、継続的に有効な運用が行われることが重要であるため、次年度以降の契約仕様書に明記するなど、継続運用を促し、市側でもモニタリングできる仕組みを構築していくことが望まれる。

(注) 豊田市シルバー人材センターの詳細については、9 (4)
シルバー人材センター (高齢者能力活用推進事業) 参照。

9 生涯活躍部 市民活躍支援課

(1) 生きがづくり水先案内

ア 事業の概要

(ア) 内容

市では、「生きがづくり水先案内」として、高齢者の生きがづくりや社会参加を支援する目的で、豊田ヤングオールド・サポートセンターを拠点として次の取組を実施している。

取組	主な取組内容
情報提供	豊田ヤングオールド・サポートセンターの情報コーナーの設置や市役所、支所、出張所、交流館での情報誌の配布を行っている。
啓発講座	高年大学とのタイアップ講座（公開講座）や、生きがい応援講座（座・きらく）、ライフプランセミナーを実施している。
生きがい相談窓口	今後の生きがいについて、窓口にて相談業務を実施する。なお、相談窓口は、豊田ヤングオールド・サポートセンターの窓口にて行っている。
特技登録制度	55歳以上の市民に対して、特技（将棋や囲碁、マジック等）を登録してもらい、それを必要とする人（介護施設での利用者の将棋の相手など）とのマッチングを行う制度である。

（出所：第6期計画及び市民活躍支援課作成資料から監査人が加工）

なお、拠点としている豊田ヤングオールド・サポートセンターについては、その運営を豊田市シルバー人材センターに委託している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

生きがづくり水先案内については、豊田ヤングオールド・サポートセンターを拠点としており、豊田ヤングオールド・サポートセンターの運営を行っている豊田市シルバー人材センターに委託している。委託は「(2) 高年大学」と一括して行われている。図表4-9-1は、生きがづくり水先案内と高年大学の運営を行う豊田ヤングオールド・サポートセンターの業務に関する過去3年間の事業費の推移である。

図表 4-9-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	8,260	8,988	8,069

(出所：市民活躍支援課作成資料)

平成 28 年度の事業費は、高年大学の講師について謝礼が不要である市役所職員が多く担当したことにより例年より事業費が減少している。

(ウ) 評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況

第 6 期計画における、生きがづくり水先案内に関する評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況は、図表 4-9-2 のとおりである。

図表 4-9-2 評価指標及び平成 28 年度までの達成状況 (単位：人、件)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
啓発講座 延べ出席者数	目標	280	200	—
	実績	209	271	
特技登録制度 新規登録者数	目標	25	15	—
	実績	6	2	
特技登録制度 活用件数	目標	260	200	—
	実績	243	237	
生きがい相談窓口 相談利用者数	目標	200	150	—
	実績	96	15	

(出所：第 6 期計画、市民活躍支援課作成資料)

なお、特技登録制度については、毎年高年大学の卒業生が多く新規登録を行っていたが、平成 27 年度以降は卒業生の登録があまりなかったことなどから、目標に大きく届かない数字となっている。また、生きがい相談窓口の利用者についても、インターネットの普及により情報収集が行いやすくなったことから、窓口まで来て相談する高齢者の数は減少している。

なお、平成 29 年度以降は、評価指標の見直しを検討していることから、目標値の設定が行われていない。

イ 監査の結果

(ア) 豊田ヤングオールド・サポートセンターの運営委託費の正確な見積【意見】

豊田ヤングオールド・サポートセンターの運営について、豊田市シルバー人材センターへ業務委託を行っている。開設当初から随意契約により契約締結を行っているのは、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号によるものである。委託費と精算額の推移は図表4-9-3のとおりである。

図表4-9-3 委託費と精算額の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託費 (当初予算額)	11,343	11,549	10,057	10,057
執行額	7,825	8,656	7,629	
戻入額	△3,517	△2,893	△2,427	

(出所：市民活躍支援課作成資料)

委託費について、積算して算出しているが、毎年返還されている。平成28年度においては当初の委託費10,057千円に対して、実績は7,629千円であり、2,427千円の委託費の返還がなされている。にもかかわらず、平成29年度の委託費は、同額の10,057千円で締結されており、積算過程の精度の高さには疑念が生じる。実績が委託費を下回った場合、委託費の返還が行われるため、市の財政に影響を与えるものではなく、下回った理由（消耗品費の削減等）についても分析されていた。しかし、毎年返還されている事実を鑑みて、当初予算に適切な金額を反映させるためにも、提出された見積書について厳格に検討することが望まれる。

(イ) 特技登録制度の登録者数の増加に向けた取組【意見】

特技登録制度自体は、高齢者の特技をいかして社会貢献する機会を与えるという目的の制度である。しかし、図表4-9-2（新規登録件数）からも分かるように、平成28年度は新規の登録件数が2件であるのに対して、登録取下げが10件と登録者数が減少しており、同じく活用件数も減少している。取下げの要因は、体調不良等によるものが多く仕方がないといえるが、体験談をまとめた資料の配布、高齢者クラブなどに制度の紹介等により、制度そのものをより多くの人に周知し、登録者数や活用件数の増加にむけて努力することが望まれる。

(2) 高年大学

ア 事業の概要

(ア) 内容

高年大学は、平成14年5月に開校した、高齢者が学習を通じて地域活動等に必要な知識や技術を身に付けるとともに、仲間づくりをしながらセカンドライフをいきいきと暮らすための機会を提供するためのものである。1年間で全員が受講する「共通講座」のほかに、「地域交流学科」「生活健康学科」「文化工芸学科」「環境農学科」それぞれの講座が行われている。高齢者が社会参加のための知識や技能を習得することや仲間づくりを行う機会を提供する目的で事業を実施している。

平成28年度における高年大学での実施講座の主な内容例は図表4-9-4のとおりである。

図表4-9-4 平成28年度における高年大学での実施講座

講座名	内容例
共通講座	<ul style="list-style-type: none">・地域でのボランティア活動体験・基本的人権について・地域の特徴、課題
地域交流学科	<ul style="list-style-type: none">・ボイストレーニング・人前でのトーク術・紙芝居の演じ方
生活健康学科	<ul style="list-style-type: none">・ふれあい交流レク・自分史～これからもいきいきと生きるために～・環境施設見学
文化工芸学科	<ul style="list-style-type: none">・新美南吉の作品と生涯・美術史・三河地方の食文化
環境農学科	<ul style="list-style-type: none">・夏野菜づくり・花の種まき、鉢上げ・病害虫と消毒

(出所：豊田市ホームページ)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

高年大学に関する過去3年間の事業費の推移は、「(1) 生きがいつくり水先案内」に含めて記載している。

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、高年大学に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-9-5のとおりである。

募集のPR不足やカリキュラムがニーズに合っていないことなどから、高年大学への入学者は減少傾向にある。市としては、どのようなカリキュラムにニーズがあるのか、あるいは高齢者の活躍支援につながるのかを検討しながら、運営の見直しを検討している。

図表4-9-5 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況（単位：人）

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
入学者数	目標	170	170	170
	実績	147	116	
高齢者体験農場 実参加者数	目標	60	60	60
	実績	43	40	

（出所：第6期計画、市民活躍支援課作成資料）

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(3) 高齢者クラブ活動の支援

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者クラブは、高齢者が日常生活の場である地域社会を基盤として活動する自主的な組織であり、市には、平成28年度において227の単位高齢者クラブ、それをまとめる28の地区高齢者クラブ連合会、そしてそれらをまとめる豊田市高齢者クラブ連合会がある。高齢者が地域社会を基盤として自主的な活動をするための高齢者クラブの活性化を支援することを目的とし、豊田市高齢者クラブ連合会及び地区高齢者クラブ連合会に対しては補助金を交付し、単位高齢者クラブには交付金を交付している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

高齢者クラブ活動に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-9-6のとおりである。

図表 4-9-6 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費	52,806	51,971	50,925

(出所：市民活躍支援課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況

第 6 期計画における、高齢者クラブ活動に関する評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況は、図表 4-9-7 のとおりである。

平成 27 年度、28 年度ともに目標にはやや未達であるが、達成率は 90% を超える水準を維持している。

図表 4-9-7 評価指標目標及び平成 28 年度までの達成状況 (単位：人)

評価指標		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会員数	目標	28,700	28,800	28,900
	実績	27,789	27,157	

(出所：第 6 期計画、市民活躍支援課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 地区高齢者クラブ連合会の実績報告書のチェック方法の見直し【指摘】

市は、地区高齢者クラブ連合会に対して補助金を交付しており、毎年事業年度末に各地区高齢者クラブ連合会から実績報告書が提出される。当該実績報告書は、補助対象事業（ゲートボール大会等）ごとに領収書を全て添付して提出する様式となっている。

地区高齢者クラブ連合会の平成 28 年度の実績報告書をサンプルで確認したところ、1つの地区高齢者クラブ連合会の実績報告書に、不明瞭な領収書（別事業のものや、同一事業年度内ではあるが日付が事業開催日と比べると明らかにおかしいもの）が添付されていた。

補助金として市のお金を投入している以上、ある程度精度のある実績報告書の提出が求められる。市としては、各連合会に対して説明会を開催して報告書作成の指導や、記載例や留意点をまとめたものを配布することにより、より精度を上げるための働きかけを実施している。今後も引き続きこのような働きかけを実施するとともに、前年度のチェック時に精度に問題ありと感じた連合会については時間をかけてチェックするなど、精度に合わせた対応をすべきである。

(イ) 単位高齢者クラブの実績報告書に記載された人数の正確性の確認【意見】

単位高齢者クラブに対して、交付金を交付している。各交付金の種類と算定方

法は図表４－９－８のとおりである。

図表４－９－８ 単位高齢者クラブの交付金算定方法

交付金の種類	算定方法	
定額交付金	1 高齢者クラブ当たり	34,000 円
会員数割交付金	高齢者クラブの会員数が30人を超える場合 5人ごとの加算額	2,500 円
委員会等活動費	交通安全アドバイザーの選任（必須）	7,000 円＋（30 円×会員数）
	友愛活動リーダーの選任がある場合	7,000 円＋（30 円×会員数）
老人憩の家運営費	老人憩の家を開設している場合、1施設当たり	
	週3回以上開所	104,000 円
	週2回開所	65,000 円
新規設立支援費	1年間以上高齢者クラブがない地域において、新規設立した場合の加算額（同一地域の加算は1度に限り）	30,000 円

（出所：豊田市ホームページから監査人が加工）

図表４－９－８のとおり、会員数割交付金や委員等活動費として、人数に応じて交付金を交付しているが、その基礎となる人数については、各単位高齢者クラブから提出される実績報告書に記載された人数を基に交付額を算出している。実績報告書に記載された人数の正確性を確認するためにも、会員名簿の提出を求め、整合性を確認することが望まれる。

（４）シルバー人材センター（高齢者能力活用推進事業）

ア 事業の概要

（ア）内容

シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的とした組織である。豊かな経験や能力をもつ高齢者の就労支援や各種生きがい活動（社会参加）の促進を目的として運営を行っており、市では、補助金を交付するとともに、登録の促進のための情報提供などを行っている。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

高齢者能力活用推進事業の活動に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-9-9のとおりである。

図表4-9-9 過去3年間の事業費（補助金）の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	71,284	68,511	72,236

(出所：市民活躍支援課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、高齢者能力活用推進事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-9-10のとおりである。

図表4-9-10 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：人、件)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数	目標	2,670	2,720	2,850
	実績	2,359	2,241	
受注件数	目標	9,860	10,070	10,280
	実績	8,726	8,302	
就業延べ人数	目標	222,529	223,185	223,774
	実績	213,439	191,403	

(出所：第6期計画、市民活躍支援課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) シルバー人材センター会員数の増加に向けた取組【意見】

シルバー人材センターの会員数は、図表4-9-10のとおり、減少傾向にあり、目標数に達していない。また受注件数も減少しているものの、従来から多数の受注件数があり、シルバー人材センターに対する需要は多くあるといえる。したがって、シルバー人材センターへの登録について、高齢者クラブなどに積極的に働きかけるなどし、今後も会員数の増加にむけて努力されることが望まれる。

(5) 高齢者クラブ友愛活動

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者クラブでは、外出が困難なために閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者を対象に、友愛訪問を実施し、声かけによる安否確認と交流を図っている。市は、高齢者クラブとの連携を深めながら、継続して実施している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

高齢者クラブ友愛活動に関する過去3年間の事業費の推移は、「(3) 高齢者クラブ活動の支援」に含めて記載している。

(ウ) 過去3年間の実績

高齢者クラブ友愛活動に関する過去3年間の実績は図表4-9-11のとおりである。

図表4-9-11 過去3年間の実績 (単位：件)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問件数	234	205	237

(出所：市民活躍支援課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

10 環境部 清掃業務課

(1) 日常生活衛生管理支援事業 ふれあい収集

ア 事業の概要

(ア) 内容

ごみを所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な、単身の要介護1以上の高齢者及び障がい者に対し、地域の実情に応じて市が直接訪問して、ごみの収集を行っている。

支援を必要とする高齢者が増えていることから、地域での自主的なごみ出し協力等の状況を勘案しながら対象者を決定し、継続して実施する。

(イ) 過去3年間のふれあい収集世帯数の推移

ふれあい収集に関する過去3年間の世帯数の推移は図表4-10-1のとおりである。

図表4-10-1 過去3年間の世帯数の推移 (単位：世帯)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世帯数	169	158	157

(出所：清掃業務課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) ふれあい収集対象要件の明確化【意見】

ふれあい収集の対象者は、「豊田市ふれあい収集実施要綱」第3条（対象者等）にて、次のとおり定められており、同様の事項を記載した「豊田市ふれあい収集の概要」と合わせて、市のホームページに掲載されている。

豊田市ふれあい収集実施要綱

(対象者等)

第3条 ふれあい収集を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、独力でごみ等を排出することが困難である者とする。

- (1) 高齢者 介護保険の要介護認定を受けている別表に示す一人暮らしの者
- (2) 障がい者 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の所有者で別表に示す一人暮らしの者
- (3) その他 上記に準ずる世帯

(注) 下線箇所は、当該意見に関連する箇所である。

別表（第3条関係）

種類		ふれあい収集対象者の要件
高齢者		要介護認定 要介護1以上
障がい者	身体障がい者	身体障がい者手帳の障がいの種類及び等級 1 肢体不自由1級・2級・3級 2 視覚障がい1級・2級・3級 3 その他市町が認める障がい
	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳 1級・2級
	知的障がい者	療育手帳 A判定・B判定

「豊田市ふれあい収集実施要綱」第3条（3）その他「上記に準ずる世帯」について、どのような世帯が該当するのか、担当者に質問したところ、世帯員全員が第3条（1）又は（2）に該当する複数世帯（世帯員が2人以上の世帯）であるとのことであった。例えば、夫婦2人の世帯で、妻の要介護認定が「要介護1」でも、夫の要介護認定が「要支援」であれば対象とならないとのことである。実際に、第3条（3）その他「上記に準ずる世帯」に該当すると思った高齢者から問合せを受けたが、要件を満たさない旨をお伝えしたところ、簡単に納得いただけなかった事例があったとのことである。

対象者等の要件の記載が曖昧だと、要件を満たしていると思い、申請しようとしたにもかかわらず支援不可となり、不満につながる可能性がある。

「豊田市ふれあい収集実施要綱」第3条（3）その他「上記に準ずる世帯」について、「豊田市ふれあい収集の概要」に「上記に準ずる世帯とは、世帯員全員が上記（1）又は（2）に該当する複数世帯をいう。」等の注意書を記載することにより、対象者の要件を明確にすることで、要件を満たしていると思い、申請しようとしたにもかかわらず支援不可と判断される高齢者をなくすことが望まれる。

（イ）収集の一時停止に関するケアマネージャーとの情報共有【意見】

「豊田市ふれあい収集実施要綱」第11条（収集の一時停止）によると、入院等で収集を一時停止する場合は、あらかじめ電話等により市に連絡することとされており、「豊田市ふれあい収集の実施に関する決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）」の連絡事項（4）にもその旨記載されている。

収集の一時停止の連絡について、一義的には、本人が連絡することとされているが、実際には、入院等により不在となる場合に、本人から一時停止の連絡をすることは困難であり、ふれあい収集の開始決定時に同席するケアマネージャー等からの連絡が主となっている。

ふれあい収集の収集担当者は、複数週にわたってごみの排出のない高齢者について、清掃業務課の担当者に報告しており、事前にケアマネージャーから収集の一時停止の連絡を受けていれば、無駄に収集に出向く必要がなかった事例が月1回程度発生している。月1回程度の発生であれば、現状では他の業務に支障を来すほどではないが、今後、ふれあい収集対象者が増加した場合に、同様の事例が増加する可能性がある。

収集の一時停止となる場合に、確実に清掃業務課へ連絡がもらえるよう、ケアマネージャーへの周知を徹底することが望まれる。

豊田市ふれあい収集実施要綱

(収集の一時停止)

第11条 対象者は、入院、旅行その他の理由で、ごみ等の排出を一時停止する場合は、あらかじめ電話等により市に連絡し、市は、申出のあった期間、収集を一時停止する。

【様式第2号】

平成 年 月 日

様

豊田市長

豊田市ふれあい収集の実施に関する決定通知書

年 月 日付けで申請のありました「ふれあい収集」につきましては、対象者と決定しましたので通知します。

収集開始日	平成 年 月 日 ()
収集曜日	燃えるごみ 毎週 _____ 資源 毎月 _____ 金属ごみ 毎月 _____ 埋めるごみ 毎月 _____ プラスチック製容器包装 毎週 _____
収集場所	玄関前 ・ 指定場所 ()
排出時間	午前8時30分までに排出すること。
連絡事項	(1) 対象物は、燃やすごみ、埋めるごみ、金属ごみ、プラスチック製容器包装、資源（ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみ）で、指定した日に収集します。 (2) 排出方法は、それぞれ豊田市指定ごみ袋に入れて分別する。 (3) ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみについては、任意の袋にそれぞれの品目ごとにまとめて排出する。 (4) 対象要件に該当しなくなったとき、入院等でごみ等の排出を一時停止する場合は、あらかじめ電話等により市に連絡すること

【問合せ】担当：清掃業務課 71-3003

(ウ) ふれあい収集の中止に関する決定通知書の未送付【指摘】

「豊田市ふれあい収集実施要綱」第13条（収集の中止）第2項によると、「ふれあい収集を中止するときは、豊田市ふれあい収集の中止に関する決定通知書（様式第3号）を対象者に送付するものとする。」と定められている。しかし、担当者に中止する際の手続について質問したところ、対象者に電話連絡することで代替しており、中止に関する決定通知書は作成されていなかった。

「豊田市ふれあい収集実施要綱」第13条第2項に従い、ふれあい収集を中止するときは、「豊田市ふれあい収集の中止に関する決定通知書（様式第3号）」を対象者に送付するべきである。また、電話連絡することにより送付を不要とするのであれば、「豊田市ふれあい収集実施要綱」第13条第2項の見直しが必要である。

豊田市ふれあい収集実施要綱

（収集の中止）

第13条 次の場合は、ふれあい収集を中止する。

- （1）対象者から中止の申出があったとき。
- （2）第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （3）分別方法を守らないなど、収集を継続することが著しく困難であると認められるとき。

2 市長は、ふれあい収集を中止するときは、豊田市ふれあい収集の中止に関する決定通知書（様式第3号）を対象者に送付するものとする。

【様式第3号】

様

豊 田 市 長

豊田市ふれあい収集の中止に関する決定通知書

「ふれあい収集」につきましては、下記により、対象者に該当しなくなったため中止と決定しましたので通知します。

記

理 由	1 対象要件に該当しなくなったため (要介護認定要件 ・ 障がい者要件) 2 独力により、ごみの排出が可能となったため。 3 親族や近隣在住者等の協力により、通常のごみ排出が可能になったため 4 その他 ()
中止する年月日	年 月 日から

【問合せ】担当：清掃業務課 71-3003

(エ) 蓋付ポリバケツの管理方法の見直し【意見】

ふれあい収集を行う際、対象者の自宅の前に蓋付ポリバケツを設置し、そこにゴミを出すことになる。収集を中止した場合は、蓋付ポリバケツを撤去し、劣化や損傷がない限り、新規の対象者に再利用される。

蓋付ポリバケツの清掃業務課の在庫状況を確認したところ、図表4-10-2のとおりであった。

図表4-10-2 蓋付ポリバケツの在庫状況 (単位：個)

品目		70 L	45 L
ポリバケツの蓋	新品	8	2
	再利用	11	3
ポリバケツ	新品	5	1
	再利用	12	3

(注) 現場視察日(平成29年8月10日)現在の在庫である。

蓋付ポリバケツは、「豊田市物品管理規則」第3条(物品の分類)(2)消耗品に該当し、「豊田市物品管理規則」第26条(物品出納簿)「物品の性質上、特に重要でないもの」として、物品出納簿の記帳を省略している。

しかし、倉庫で保管する蓋付ポリバケツについては、70Lと45Lのサイズ違いのものや新品と再利用品が混在して保管されており、一目で数量を把握することが困難な状況であった。

清掃業務課が倉庫で保管する蓋付ポリバケツについて、少なくとも新品と再利用品を分類して保管し、在庫数が一目で分かるように整理されることが望まれる。

豊田市物品管理規則

(物品の分類)

第3条 物品は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 備品 その品質形状が変わることなく、比較的長期間、継続使用できるものをいう。ただし、価格が比較的少額なものを除く。
- (2) 消耗品 使用によってその品質形状が変質、消耗又は損傷しやすいもの、贈与を目的とするもの及び前号ただし書に規定する価格が比較的少額なものをいう。

(物品出納簿)

第26条 物品取扱員は、物品出納簿を備え、物品の受払いの都度、記帳しなければならない。ただし、物品の性質上、特に重要でないものについては、物品出納簿の記帳を省略することができる。

- 2 物品出納簿によることが困難な場合又は特に支障がある場合については、契約課長の承認を得て、別の帳簿に代えることができる。

(注) 下線箇所は、当該意見に関連する箇所である。

(オ) 現況調査に関する福祉部と環境部清掃業務課との連携【意見】

「豊田市ふれあい収集実施要綱」第9条(現況調査)によると、「市は、対象者の現況について調査することができる。」とし、「訪問収集対象世帯現況届(様式4)」が定められている。

清掃業務課の担当者に質問したところ、対象者から「訪問収集対象世帯現況届(様式4)」の提出は受けておらず、更新の状況が把握できない場合は福祉部への問合せを行い、ふれあい収集の対象要件から外れていないかの確認を行っているとのことであった。

対象者の要介護認定の介護度の変更等については、対象者に確認しなくても、市側で把握可能な情報であるため、福祉部と協力して、効率的な現況調査の方法を検討することが望まれる。

また、「訪問収集対象世帯現況届(様式4)」を利用する可能性がないのであれば、様式を削除することを検討することが望まれる。

【様式4】

訪問収集対象世帯現況届

対象者

氏名	〒		生年月日	年 月 日
住所	〒		電話	
同居者の有無	1 無 2 有 (人)			
「有」の場合	氏名		生年月日	年 月 日生
	氏名		生年月日	年 月 日生
緊急連絡先	氏名		電話	- -
	住所		(対象者との間柄) 親族・介護者・()	

対象区分

高齢者	要介護認定の有無 1 有 (度) ・ 2 無
身体障害者	身体障害者手帳の有無 1 有 ・ 2 無 有の場合、障害の種類及び等級 1 (肢体不自由 級) 2 (視覚障害 級) 3 (平行機能障害 級) 4 (内部障害 級) 5 (その他 () 級)
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の有無 1 有 (級) ・ 2 無
知的障害者	療育手帳の有無 1 有 (判定) ・ 2 無
その他	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印
(代理人) _____ 印

(カ) ふれあい収集の今後の在り方についての福祉部と環境部清掃業務課との連携

【意見】

ふれあい収集世帯数は図表4-10-1のとおり減少傾向にあるが、高齢化率は図表2-1-1のとおり増加傾向にあり、今後、対象者が増加する可能性がある。

図表4-10-3のとおり、旧市内の資源ごみ以外は、通常のごみステーションでの収集ルートに戸別収集のルートを追加して行っている。また、旧市内の資源ごみと合併町村については、不法投棄パトロール員がパトロールに合わせて戸別収集を行っている。

図表4-10-3 ふれあい収集の方法

地域	通常のごみ収集	ふれあい収集
旧市内	直営	資源ごみ以外：直営（通常のごみ収集時に収集。） 資源ごみ：不法投棄パトロール員が実施
合併町村	委託	不法投棄パトロール員が実施

(出所：清掃業務課ヒアリング結果)

今後、ふれあい収集の対象者が増加した場合、現状の体制では、旧市内の直営で行っているふれあい収集について、対応が困難になる可能性があるため、福祉部と連携し、今後のふれあい収集の在り方について、検討されることが望ましい。

1 1 保健部 総務課

(1) 健康診査

ア 事業の概要

(ア) 内容

医療費の適正化及び壮年期の死亡の減少並びに健康寿命の延伸を図るため、各種健康診査を実施している。健康診査の結果に基づき、生活習慣の見直しや健康づくりの実践につながるように特定保健指導を行っている。

健康診査の種類と対象者は図表 4-11-1 のとおりである。

図表 4-11-1 健康診査の種類と対象者

健康診査名	対象者
胸部 X 線検査	40 歳以上の市民
肝炎検診	40 歳以上 5 歳きざみの年齢の市民及び肝炎感染不安のある市民
総合がん検診	40 歳・50 歳・60 歳の市民
子宮がん検診	20 歳以上で偶数年齢の市民（女性）
乳がん検診	30 歳以上で偶数年齢の市民（女性）
胃・大腸がん検診	35 歳以上の市民
肺がん検診	40 歳以上の市民
前立腺がん検診	50 歳以上 70 歳以下の市民（男性）
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70 歳の市民（女性）
歯科健診	20・30・40・50・60～70 歳の市民
特定健診	国民健康保険に加入している 40 歳以上 74 歳以下の市民
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度に加入している市民
特定保健指導	40 歳以上 74 歳以下の国民健康保険加入者で健診結果により該当した市民

(出所：第 6 期計画)

(イ) 過去3年間の事業費の推移

健康診査事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-11-2のとおりである。

図表4-11-2 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	1,063,974	1,126,176	1,099,216

(出所：保健部総務課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、健康診査事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-11-3のとおりである。

図表4-11-3 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：%)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
胃がん検診精密検査 受診率	目標	70.0	70.0	70.0
	実績	83.3	80.1	
大腸がん検診精密検査 受診率	目標	70.0	70.0	70.0
	実績	75.1	70.6	
肺がん検診精密検査 受診率	目標	70.0	70.0	70.0
	実績	81.4	75.9	
前立腺がん検診精密 検査受診率	目標	70.0	70.0	70.0
	実績	63.8	52.7	
乳がん検診精密検査 受診率	目標	85.0	80.0	80.0
	実績	89.4	88.3	
子宮がん検診精密検査 受診率	目標	75.0	70.0	70.0
	実績	71.7	67.0	
特定健診受診率	目標	37.0	44.0	45.0
	実績	36.5	34.7	
特定保健指導実施率	目標	15.0	23.0	25.0
	実績	12.6	12.7	

(出所：第6期計画、保健部総務課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 健康診査事業個人負担金免除証明書の有効期限の記載誤り【意見】

「豊田市健康診査事業個人負担金免除実施要綱」第3条において、下記対象者の健康診査の個人負担金が免除されている。

- (1) 当該年度の市民税が非課税である世帯に属する者
- (2) 生活保護法による被保護世帯に属する者
- (3) 後期高齢者医療制度被保険者
- (4) 中国残留邦人支援給付制度に該当する者
- (5) その他市長が認める者

対象者は「健康診査事業個人負担金免除申請書」を提出し、保健部総務課で内容確認が行われた後、「健康診査事業個人負担金証明書」が発行される。なお、当該証明書は有効期限が記載されており、検診期限（1月末）までの受診が促されている。

返還された発行済の当該証明書を閲覧したところ、本来1月末とすべき検診の有効期限を3月20日と記載している証明書が数点把握された。

複数検診をまとめて検査する総合がん検診は3月20日期限であり、2種類の有効期限があるため、誤って有効期限が長い証明書を発行してしまったことが理由であるが、発行時のチェックを適切に行うことが望まれる。

(イ) 受診実績の確認体制の構築【意見】

健康診査やがん検診の受診実績の確認は、委託料請求とともに医療機関から提出される手書きの検診票又は電子データ及び健康診査事業個人負担金免除証明書、請求書等に基づき保健部総務課で確認作業を行っている。実際に受診した内容や事実は、検診票、電子データを市のシステムにインポートし、想定される範囲内のエラーチェックを行い、医療機関に疑義照会した上で修正を行っている。しかし、想定される範囲内のエラーチェック項目以外の受診実績がない請求を発見する体制になっていない。

そのため、効率性とのバランスを勘案して、けん制行為を含めた体制を構築することが望まれる。

(2) こころの健康づくり事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

こころの健康づくりを目的として、うつ予防啓発パンフレットの配布、こころの健康やうつ予防に関し、市民、専門職等を対象とした研修及び講演会並びに地域の関係者の情報交換を図る会議を行っている。

啓発活動の充実を図るとともに、地域全体でこころの健康づくりを実践できる体制を推進する。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

こころの健康づくり事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-11-4のとおりである。

図表4-11-4 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	2,313	2,661	1,826

(出所：保健部総務課作成資料)

(ウ) 過去3年間の実績

こころの健康づくり事業に関する過去3年間の実績は図表4-11-5のとおりである。

図表4-11-5 過去3年間の実績 (単位：人、回、枚)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ゲートキーパー研修	5回(299人)	6回(917人)	2回(115人)
健康づくり講演会	1回(280人)	1回(407人)	1回(416人)
自殺予防対策推進協議会	2回	2回	—
パンフレット配布	約15,000枚	約15,000枚	約10,000枚

(出所：保健部総務課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

1 2 保健部 地域保健課

(1) 元気アップ事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者の体力づくりや認知症予防を目的として、健康づくりリーダーや市職員が支援する介護予防教室を、自治区単位で開催している。教室では、血圧測定、家庭でできるストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等のトレーニング、レクリエーション、座談会等を行っている。事業終了後は、保健師等の講師を派遣し、自主グループ活動を支援している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

元気アップ事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-12-1のとおりである。

図表4-12-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	1,831	2,157	3,355

(注) 平成26年度事業費は、平成27年度から事業統合した元気アップ費と里山健康学び舎事業費の合計額である。

(出所：地域保健課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、元気アップ事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-12-2のとおりである。

図表4-12-2 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：箇所)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
教室数	目標	9	9	10
	実績	9	19	
終了後の 自主活動継続数	目標	9	9	10
	実績	9	19	

(出所：第6期計画、地域保健課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) 地域介護予防活動支援事業

ア 事業の概要

(ア) 内容

元気アップ事業等の健康づくり・介護予防事業を終了した自主活動グループに対する活動支援として、保健師、健康づくりリーダー等の派遣及び自主活動グループの交流会を開催している。自主的活動として継続されるよう継続して支援している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

地域介護予防活動支援事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-12-3のとおりである。

図表4-12-3 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	1,536	1,874	1,920

(注) 平成26年度事業費は、平成27年度から事業統合した自主活動支援事業費と里山げんきグループ活動支援費の合計額である。

(出所：地域保健課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、地域介護予防活動支援事業に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-12-4のとおりである。

図表4-12-4 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：グループ、回、人)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援グループ数	目標	71	78	86
	実績	71	91	
講師派遣回数	目標	284	312	344
	実績	326	326	
交流会参加者数	目標	80	80	80
	実績	71	124	

(出所：第6期計画、地域保健課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(3) 健康教育及び健康相談

ア 事業の概要

(ア) 内容

健康教育では、地域や団体等に保健師又はその他講師を派遣して、健康づくり・介護予防に関する教育を行っている。健康相談は、電話やイベント等での指導及び助言を行っている。健康教育、健康相談共に、健康に関する正しい知識の普及や健康管理意識の高揚を目的として事業を実施している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

健康教育及び健康相談に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-12-5のとおりである。

図表4-12-5 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	413	970	951

(出所：地域保健課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

第6期計画における、健康教育及び健康相談に関する評価指標目標及び平成28年度までの達成状況は、図表4-12-6のとおりである。

図表4-12-6 評価指標目標及び平成28年度までの達成状況

(単位：回、人)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康教育開催回数	目標	50	50	50
	実績	135	189	
健康教育実参加者数	目標	1,800	1,800	1,800
	実績	2,887	4,332	
健康相談開催回数	目標	130	130	130
	実績	147	195	
健康相談 延べ相談者数	目標	1,500	1,500	1,500
	実績	2,831	3,415	

(出所：第6期計画、地域保健課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

1 3 産業部 商業観光課

(1) ソーシャルビジネス支援事業（買い物弱者、少子高齢化などの地域課題を解決するソフト事業の支援）

ア 事業の概要

(ア) 内容

買い物弱者を支援する移動販売や宅配事業等、地域課題を解決する事業を実施する事業者等に対して、最大3年間を補助期間として補助金を支給している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

ソーシャルビジネス支援事業に関する過去3年間の事業費の推移は図表4-13-1のとおりである。

図表4-13-1 過去3年間の事業費の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
事業費	5,664	5,269	3,857

(出所：商業観光課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び現時点での達成状況

第6期計画における、ソーシャルビジネス支援事業に関する評価指標目標及び現時点での達成状況は、図表4-13-2のとおりである。

図表4-13-2 評価指標目標及び現時点での達成状況 (単位：件)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業採択者数	目標	3	3	3
	実績	2	2	

(出所：第6期計画、商業観光課作成資料)

イ 監査の結果

(ア) 中小企業団等事業費補助金補助対象経費の明確化【意見】

ソーシャルビジネス支援事業の補助金交付要綱は、「豊田市中小企業団等事業費補助金交付要綱」別表第1（商業団体等に関する補助事業）にて、次のとおり定められており、概要が市のホームページに掲載されている。

豊田市中小企業団等事業費補助金交付要綱 抜粋

別表第1（商業団体等に関する補助事業）

事業の種類・目的：

ソーシャルビジネス支援事業

地域における社会的課題解決に向けた創業等支援（買い物弱者、少子高齢化、安全・安心、環境配慮、地域資源活用等）に係る事業

補助対象経費：

賃金（特に必要と認めた場合）、報奨費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、賄材料費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託費、使用料、賃借料、備品購入費、改装費（改装等に係る限度額は、商店街等店舗等整備事業に準ずる）

補助率：

50%以内

限度額（千円）：

5,000

対象補助事業者：

市内において現に事業を営み、又は営もうとする者で市長が特に認めたもの

（注）下線箇所は、当該意見に関連する箇所である。

「豊田市中小企業団等事業費補助金交付要綱」別表第1 補助対象経費に関して、申請書類の閲覧を行い、担当者に質問したところ、補助対象経費範囲の判断が、下記2点において明確でないことが把握された。

- ・採択された2事業間で「手数料」に振込手数料を含めるかの判断が異なっている
- ・人件費補填となる「賃金（特に必要と認めた場合）」は1事業で補助対象経費に含めているが、「特に必要と認めた場合」の判断基準が明確ではない

当該補助金は「社会的課題解決に向けた創業等支援（買い物弱者、少子高齢化、安全安心、環境配慮、地域資源活用等に係る経費の補助）」の目的を達成するため、適切に利用される必要があり、これを担保するのが補助対象経費の範囲

となる。補助対象経費範囲の判断基準が明確でない場合は、補助金が適切に利用されないリスクがあるため、補助対象経費の判断基準を明確にすることが望まれる。

(イ) 中小企業団等事業費補助金の在り方の見直し【意見】

当該補助金は「社会的課題に向けた創業等支援（買い物弱者、少子高齢化、安全安心、環境配慮、地域資源活用等に係る経費の補助）」が目的とされ、買い物弱者を支援する宅配事業や移動販売事業を補助対象事業としている。

当事業の実績明細書を閲覧したところ、一つの宅配事業は事業計画書で目標とされている年間利用件数1,440件に対し実績件数640件（目標達成率44.4%）、目標金額4,086千円に対し実績金額1,875千円（目標達成率45.9%）であることが把握された。また、当事業は平成26年度から3年間継続して交付されているが、図表4-13-3のとおり、実績は横ばいの状況である。

図表4-13-3 宅配事業の結果 (単位：件、千円)

年度	平成26年度 実績(目標)	平成27年度 実績(目標)	平成28年度 実績(目標)
月平均件数	44 (100)	62 (100)	53 (120)
月平均金額	123 (286)	165 (286)	156 (340)

(出所：商業観光課作成資料)

ソーシャルビジネスは、採算性を保つことは難しい事業であることは理解できるが、補助金の目的が赤字事業を補填する運営費補助ではなく、持続するビジネスの「創業支援等」を目的としていることに鑑みると、補助金の目的を達成しているとは言い難い状況といえる。

そのため、仮に補助金のみを交付するだけで創業支援等を行うことが困難な場合は、持続するビジネスの創業を支援する目的を達成するため、専門家の助言や経営ノウハウの共有などソフト面の創業支援を取り入れるなどの検討を行うことが望まれる。

1 4 都市整備部 交通政策課

(1) 基幹バス及び地域バス

ア 事業の概要

(ア) 内容

市では「都市としての一体性の形成」、「都市と農山村の共生」及び「交流人口拡大による地域の活性化」を図るため、「利便性の高い公共交通ネットワークを構築すること」を目的として、基幹バス及び地域バスを市内で運行している。

なお、各地域バスの運営調整については、地域支援課及び各支所が所管している。

(イ) 過去3年間の事業費の推移

基幹バス及び地域バスに関する過去3年間の市負担額の推移は図表4-14-1のとおりである。

図表4-14-1 過去3年間の市負担額の推移 (単位：千円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市負担額	609,763	618,648	744,110

(出所：交通政策課作成資料)

(ウ) 評価指標目標及び現時点での達成状況

第6期計画における、基幹バス及び地域バスに関する評価指標目標及び現時点での達成状況は、図表4-14-2のとおりである。

図表4-14-2 評価指標目標及び現時点での達成状況 (単位：人/日)

評価指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	目標	16,774	18,056	19,338
	実績	13,699	13,973	

(注) 平成27年度に目標数値の見直しを行っており、公共交通計画は平成27年度13,619人/日、平成28年度13,957人/日、平成29年度14,295人/日とされている。

(出所：第6期計画、交通政策課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

1 5 都市整備部 定住促進課

(1) 市営住宅における高齢者に配慮した住宅供給

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者や障がい者を始め、誰もが安全・安心に暮らせるよう、市営住宅の建設に当たり、高齢者等に十分配慮したユニバーサルデザインを導入している。建て替えの際には、年齢や世帯構成等が異なる多様な世帯が入居可能な型別供給を行っている。また、高齢者等を含む世帯の低階層への住み替えも希望に応じて行っている。

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

(2) サービス付高齢者向け住宅の登録と整備支援

ア 事業の概要

(ア) 内容

高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」に対し、整備補助を実施している。

ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、こうした住宅のニーズが高まっているため、継続して実施している。

(イ) 過去3年間の実績

サービス付高齢者向け住宅の登録と整備支援に関する過去3年間の実績は図表4-15-1のとおりである。

図表4-15-1 過去3年間の実績 (単位：件)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
登録件数	0	20	77

(出所：定住促進課作成資料)

イ 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。